



當麻クリーンセンター所長	増	井	良	之
當麻クリーンセンター主幹	柏	井	英	洋
保健福祉部長	水	原	正	義
保健福祉部理事兼				
子育て福祉課長	岡		幸	子
子育て福祉課主幹	松	浦	幸	恵
社会福祉課長	石	井	由	美
長寿福祉課長	西	川	育	子
健康増進課長	西	川	佳	伸
〃 主幹	中	井	浩	子
いきいきセンター所長	大	谷		肇
こども・若者センター所長	松	山	神	恵
都市整備部長	土	谷	宏	巖
都市整備部理事兼				
都市計画課長	木	村	喜	哉
建設課長	河	合	忠	尚
産業観光部長	池	原	博	文
農林課長	芝		浩	文
商工観光課長	岸	本	俊	博
〃 主幹	仲	川	早	苗
教育部長	吉	村	孝	博
体育振興課長	竹	本	淳	逸
中央公民館長	辻		一	成

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中	井	孝	明
書記	吉	田	賢	二
〃	山	岡		晋
〃	吉	留		瞳

#### 7. 付 議 事 件

- 議第19号 平成29年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第20号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

- 議第24号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時29分

**朝岡委員長** それでは皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、会議を再開いたしたいと思えます。3款民生費、4款衛生費に対する質疑から入りたいと思えます。委員の皆さん、質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

**白石委員** 昨日に引き続き、平成29年度の一般会計予算案について質疑を進めてまいります。本日は民生費から始めてまいりたい、このように思えます。

予算書の53ページであります。53ページの13節委託料3,119万4,000円が計上されております。そのうちのまず第一に、福祉タクシーサービス事業委託料317万4,000円についてであります。私は公共バス、新たな車両を購入して循環バスとミニバスを活用した交通体系をつかったということで、それはそれとして今後さらに市民の皆さんが利用しやすいものにしていくという点では大事なことだと思わわけでありませけれども、私は、このサービスの事業委託料、福祉タクシーの運行もあわせて、やはり障がい者等も含めた使いやすい福祉タクシーの制度にしていくこととあわせて、公共バス等もそれらを視野に入れて、やはり交通体系等をつくっていくことが大事だというふうに思えます。そこでお伺いします。現在の福祉タクシー制度の利用条件、あるいは利用状況について、平成27年決算あるいは平成28年度の見込みについて、手元に資料があるならばお聞きをしておきたい、このように思えます。

次に、地域活動支援センター委託料1,200万円、これらの事業の中身について、新年度に予算化された中身についてお伺いをしておきたい、このように思えます。

それから、障害者福祉計画策定委託料405万円が計上されております。これらの計画策定の手順、行程表について、どのようなことで進められるのかお伺いをしておきたい、このように思えます。

**朝岡委員長** 石井社会福祉課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、福祉タクシーにつきましては、対象者としたしましては、身体障害者手帳1・2級所持者、または療育手帳のA・A1・A2所持者が対象になっております。平成27年度におきましては3,388件のご利用がございまして、タクシーの初乗り運賃分を助成させていただいております。平成28年度は、見込みとしまして3,820件程度を予定いたしておきまして、平成29年度につきましては3,900件分を見込んでおきまして、今回の予算を立てさせていただいております。

**白石委員** チケットの年間枚数は。

**石井社会福祉課長** 年間24枚のタクシー券を出させていただいております。

次に、地域活動支援センターでございますが、地域活動支援センターのこの1,200万円は、I型事業所としまして、精神障がい者さんの生活を整えていく上で、通所をしていただいで、なかなか精神の方というのはふだんの生活も規則正しくできなかつたりいろいろありますので、通所いただいで体調を整えていって、今後のまた就職活動とかに向けて訓練とかしていただいでいるところでございますが、1,200万円の内訳ですが基礎的事業が600万円で、

それプラス機能強化事業で600万円に合わせて1,200万円で、毎年この予算で計上させていただいております。

**白石委員** 事業所は1カ所ですか。

**石井社会福祉課長** 1カ所です。當麻病院が運営されているまんだらトポスさんです。

続きまして、障害福祉計画の策定の委託料でございますが、今後の予定といたしましては、業者の選定をまずさせていただきまして、ニーズ調査のためのアンケートを手帳をお持ちの方皆さんに実施させていただく予定であります。その上で障害者福祉計画策定委員会の方も開催させていただいて、来年度末までに計画を策定する予定です。平成29年度末に策定して、計画期間は平成30年度から3年間の計画になりまして、今回は通常、障害福祉計画が3年ごとなんですけれども、法改正が伴いまして、障がい児の福祉計画も同時にさせていただく予定です。

以上です。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 課長から詳細にご説明をいただきました。福祉タクシーサービス事業委託料の内容でありますけれども、ご説明のとおりであります。身体障害者1・2級、そして、療育手帳A・A1・A2をお持ちの方に対してタクシーの初乗り料金を助成する。それはチケットを発行しているわけでありまして、24枚ということは、これ、病院なり、あるいは行きつけの施設に行く場合でも、月1回行って帰ってですから、そういう内容になっているんですね。もちろん障がいを持っている方も公共バスを使っていろいろな病院へ行ったり、施設の催しに参加をしたりと、こういうことなんですけれども、お聞きをしますと、行くときはまだいいんですけども、帰りに大変な時間がかかって、障がいを持っている方が本当に身体的にも精神的にも余計にしんどくなっていく、こういうふうなことが聞かれているわけで、やはり私は、現在の公共バスの運行をして市民の皆さんの利便性を図るということをやっているわけなんですけれども、やはり障がいを持っている方がなかなか使いにくい、使いたくても使いにくいという状況がある。そんな状況の中で、改めてこの福祉タクシーを見直していかないとあかんと違うかというふうに思うわけであります。

まずその第一は、やはり24枚というのは、これはちょっと少な過ぎる。障がいを持つ方が本当に社会的に健常者と同じような活動をできる、あるいはそういうことを保障していくという1つの足を確保するという点では、やはり少な過ぎるのではないかというふうに思うんです。現在は、先ほど言いました、公共バスもその補完をしてるけども、障がい者にとっては非常に使いにくい、時間もかかるということなので、この点は、やはり改善が必要ではないのかというのが第1点。回数ですね。そして、障害1級・2級、療育手帳A・A1・A2ということでありまして、私は介護保険制度の適用を受けて、これはどの範囲にしていこうかというのはわかりませんが、要支援2からがいいのか、要介護1からがいいのかというのはわかりませんが、その対象をやっぱり拡大するというのも本当に大事なことはないのかと、こういうふうに思うわけであります。この点について、公共バスとリンクして障がい者の社会参加を進めていくツールとしてより充実していくという点で、

これは課長や理事が答弁するというのもなかなか難しい話でしょうから、でき得れば、理事者の方からご答弁をいただきたい、このように思います。

それから、地域活動支援センター委託料であります。精神障がい者がこの間、法の改定によって一定、精神障がい者が対象となり、いろんな施策が受けられると、こういうことになってきたということは、これは大切なことでありますし、今、まんだらトポスにおいて通所事業がやられているというのも、これも歓迎できるものでありますけれども、この人たちもやはりそこまで通わないかんというのがあるんです。ここで言うならば、地域活動支援センターが身近なところがあれば、それだけ助かるわけですがけれども、それだけ利用できる人がふえるというふうに思うんですけどね。これらはやっぱり実際の委託を受けていただいているのは當麻病院さんで、専門の病院ということもあって、これはこれでありがたい話で、本当に適切な対応ができると思うんですけども、當麻地域になるんですね。やっぱり新庄地域でもこういうことが、市内において地域活動支援センターの設置というか、そういうものが可能なのかどうか、その点、聞きたいなというふうに思ったんですけどね。

それから、障害者福祉計画策定委託料という形で、3年間で見直していくということでの計画の策定であります。これは当然、法律も変わり、また、障がい者の社会参加がどんどん進んでいく、進めていく、こういう中でやはり変えていくということは必要なことなんですけども、やっぱりちゃんとした目標というか、何を目標に設定をして、そして、その中でこの3年間で具体的にどういうことに取り組んで、どこまでの到達点を実現するんだという具体的な計画にしていかないと、計画は法律のとおりつくっていくんですけども、実際にその到達点がきちっと把握され、それから次の計画に生かされるということになかなかなりにくいわけです。特に障がい者の計画については、我々の健常者からすれば、日常生活では常に外にあるんです。そういうことからしたら、本当にそこをきちっと位置づけをして、目標設定、そして大きな目標、そして3年間の目標、そして、その到達すべきいろんな項目、数字をはっきりするということが大事ではないかと、こういうふうに思うんです。しかし、なかなかこれは数字化するとかそういうことは難しいというのはよくわかるんですけども、ぜひ、その計画づくりの中で、もちろんアンケートはアンケートとしていろんなニーズを取り入れて、それを反映して実現をするということは大事なことだと思うんですけども、ぜひ、計画づくりにアンケート並びに障がい者や障がい者の家族、そして、事業者の意見、要望を取り入れたものにしていただきたいというふうに思います。お答えできることがあればお答えいただきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** ただいまお尋ねの地域活動支援センターI型についてでございますが、近隣でも実施しているところがあるのは、大和高田市に1つあるだけで、香芝の方とかにもI型というような精神に特化した事業所は県内にはもともと少ないので、規模もいろいろ必要になってきますし、専門性も必要になってきますので、地域支援センターの設置についてはなかなか難しいかなと感じております。

以上です。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ただいま白石委員からのご質問で、福祉タクシー並びに介護のタクシーの点でちょっと述べられたんですが、それと公共バスの件も絡めてのご質問やと思うんですけども、福祉タクシー事業そのものは、公共交通の考えとはまた別の目的を持った制度でございます。当然、介護福祉タクシーについても同じく、その目的が必ずしも公共バスという目的とは違う部分がございますので、それと、障害福祉という考え方について、サービス単体を取り上げるのではなくて、まず全体の事業といえますか、その中でやはり判断していくべきものではないかと思えます。確かに1つのサービスが高ければ、それに越したことはないんですけども、やはり全てそれを限界まで伸ばすということは非常に難しい部分があると思えますので、それがどの程度が妥当かというのは、また今後検討していきたいと思えます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長並びに市長からもご答弁なりご見解をいただきました。福祉タクシーサービス事業でありますけれども、これは早くから制度として導入をされ、市の単独でやってる事業であります。一時はこれが本当に注目されて、利用の拡大もあったわけですけども、最近是非常に啓発というか宣伝も足りないのかなというのは思いますが、利用そのものは停滞をしているという状況にあるのではないかというふうに思うんです。単なる障がい者の足を確保するというのではなくて、どういうんですか、要介護1以上の人も対象に入れるとか、これは1つの基準として、そういう話で利用拡大をしていくということです。それと、年間24枚をやはり48枚ぐらいにふやしていく。そのことによって障がい者や介護保険の要介護者の人たちの一定の足を支えていくことができるのではないかと。それが葛城市全体の市民の皆さんの公共交通、公共バスを補完するというか、そういうものになっていくのではないかというふうに思えます。その辺は阿古市長もやはり公共バスの見直しというか、デマンドバス等との活用なども言われているわけで、私は、単独の事業でありますから、十分リンクできるというふうに思えますので、検討をしていただきたい、このように思えます。

I型というのは、通所施設の設置が奈良県内で、とりわけこの近辺で進んでいないというのが今、課長の方からご答弁をいただきました。大和高田市に1カ所あって、現在でも大和高田市の施設も使っていて、そして、當麻でも使っているという形ではあるわけですけども、やはり身近なところになかなか通所施設がないということになって、精神障がいを持つ方というのは、本当にひきこもりがちになる、それが非常に強いんですね。だから、そういう人たちが本当に通所して、精神的にも肉体的にもリラックスをして、そして、就労につながっていくというふうなことになるべきなんですけども、そういう環境がまだまだないというのは残念でありますけれども、やはり施設の設置そのものが難しいということですか。専門性が求められるわけですか。はい、わかりました。これらについては引き続いて、これは市の中でいろいろ議論したって進まない話だと思いますので、やっぱり県や国といろいろ相談もしながら充実に努めていただきたい、このように思えます。障害者福祉計画の策定に当たっては、ぜひ、障がい者、家族、事業者の皆さんの声を反映したものにしていただきたいと

求めておきます。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 54ページ、5目の老人福祉費の中で報償費、敬老会の記念品のこれが昨年より半分ぐらいになっている。対象人数が減ってるのかどうか。

それから、13節委託料の中で新しく交通誘導警備業務委託料、金額は知れてますけども、この内容について。

それから、19節負担金補助及び交付金、シルバー人材センター運営補助金1,054万1,000円、ちょっと勉強不足であれなんですけども、多分従前は2分の1の補助が国庫であったように思うんですけど、もう今はないのかどうか。

それと、シルバーは、新庄と當麻にあるわけやけど、それぞれ職員が何人いるのか。

それと、平成27年、平成28年の実績でいいですけども、全体の売り上げというのか、どのぐらい実際に売り上げしているのか。これを教えていただきたいと思います。

**朝岡委員長** 西川長寿福祉課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員の質問でございます。敬老事業に関しましては、大きく内容が変わっております。変わっておるところをまず説明させていただきたいと思います。7節の臨時雇用賃金ということで、今年新たに62万9,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、敬老記念品及び案内の配布業務を手渡しで行わせていただくために、アルバイト賃金を計上させていただきました。4人の計上でございます。62万8,320円です。

それから、8節の報償費に関しましては、今、ご質問の敬老会の記念品でございます。昨年は単価といたしまして622円で計上しておりましたが、今年度は324円で、郵送で送らせていただいておりますので、やっぱり大きさの制限とかがありましたので、今回手渡しで行わせていただくということで選択肢が広がりまして、より安価なもので計上させていただきました。

それから、14節の使用料及び賃借料の自動車賃借料でございます。こちらは配達員、アルバイトで4名を計上させていただいたんですけれども、その者に車を1カ月分として貸与させていただきました。25万9,200円の計上となっております。

それから、22節の方で、補償補てん及び賠償金ということで、補償金ですが、こちらにつきましては、車のリース中に事故等万が一あった場合、レンタカーが事業休止となるための休車補償金ということで計上させていただいております。こちらの方は、事故等何もなければ、問題なければ計上はさせていただかなくてもというものです。

それから、13節の委託料でございます。こちらは交通誘導警備業務委託料ということで、先ほどのご質問ですが、今までは職員で対応させていただいた分なんですけれども、時間外の手当を計算いたしますと、駐車場の誘導員、係員をアルバイトというか日々雇用すると、1日1万6,600円ということは3人で4万9,800円とさせていただいております。

シルバー人材センターの補助金の積算根拠ですけれども、新年度の国の補助金が954万1,000円ということで通知をいただきました。市の補助金といたしましては、国の補助金と同額の954万1,000円に加えまして、市単独補助金として100万円を加え、合計1,054万1,000円としたものでございます。市単独の補助金につきましては、シルバー人材センターの人件費を対象としたもので、平成26年度から対象としているものでございます。

市からの補助金といたしまして、平成28年度は1,038万1,000円、平成27年度につきましては978万円となっております。

職員数と売り上げに関しましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 敬老会のことを非常に詳しく説明をしていただきました。これも今までは区長さんなり、民生委員さんをお願いをして、記念品を配っていた。それを手渡しで配るということは、1軒1軒回るといこと。それは親切運動みたいなもんか。それと、色々な費目で予算を組んであるねんけども、それで記念品は何を渡すのか知らんけど、記念品のお金が半分に減っている。手渡しは確かに温かいというか、それはいいわけやねんけども、記念品の額を減らして手渡しするものいいけど、ちょっとこれも考えものと違うのかなと思うわけやけど。例えば、去年が品物が何やったのか、今年どんな品物を考えてるのか知らんけども、なかなか年寄りの人というのはデリケートやから、自分のいいものをもらったら、いいものをもらったなというようなものやけど、自分の嫌いなものをもらったら、何やこれというようなことがあるのやないかなと思うわけやけど、今年一遍試験的にやってもらったらいいけども。例えば、今言っている交通誘導員、やっぱり危険を伴うけど、職員の仕事は何やねんということ私を私は考えてほしいと思うわ。職員ばかりを責めてると違うけど。確かにあそこで誘導してる中で我々が見させてもらったら、それは事故でも起きたらえらいことやる。せやけど、そんなこと言いかけたら、みんな委託に出すことになってしまう。やっぱり財源がない、ないと言うてるのやったら、ある程度職員も協力するところは協力してもらおう。こういう考え方になってほしいと、私はそう思います。

それと、シルバー人材センター、今年、事務費が5%から10%に上がってる。市長の答弁では、県内を調べたら5%のところが葛城だけや。ほかは皆ほとんど10%になっていると、こういう説明を受けてるわけや。ほんなら、私は知って国の補助金がついてないのかと聞いてるわけや。もともとのシルバーは単独あったわけやけど、職員をつけることによって国の補助金がついてくる。せやから、半分国からもらえるのなら、あと半分を足していったら職員も採用できる、こういうことであつたと思うわけやけど、職員はどんどんふえていってるわ、売り上げは減ってきているわというのになってきたら、シルバー自体の運営の中身を考えていかないと、今どういうシルバーの運営をやっているのかどうか知らんけども、ほとんどは公共の仕事で占めてると思う。今までは、何というか、シルバーの責任者の方が企業に営業して仕事をとってきた。だから、もっと担当職員がきちっと仕事を探す。そういうことをやっぱりやってもらわないと、登録人数が減ってきてることも事実です。60歳から加入されると

いうことになってるわけやけど、再任用とか、あるいは嘱託は65歳までいく。確かに60歳ぐらいの働ける人の登録が少なくなったということも、これは事実やけども、やっぱりある程度営業をやっていかないと、市から補助金をもらうから、これでやっていけますねん。もちろん入というたら事務費しかないわけやけども、やっぱり担当課としてシルバーにこういう話も出てるでということぐらいは言ってほしい。社協も一緒やと思うけども、それは独立採算しなさいというのは難しい。それはよくわかるけども、やっぱりある程度その担当になったら、職場で自分らが努力する。そういうことをしてもらいたいということでこんな話をさせてもらってるわけやけども、1つそういうことでお願いしたいと思います。敬老会については、今年試験的にやっていくということやから、見てみないと初めからいいとかあかんとか言えないから、試験的にやってみて、お願いしたいのは、やっぱり記念品の金を下げるといふのは、ちょっと考えものやと思います。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ご指摘いただきましてありがとうございます。敬老会の記念品につきましては、まず根本的な考え方からちょっと見直すべきかどうかということが議論になりました。査定の中でいろんな意見があったんですけども、今現在は全ての敬老会の対象者の皆さんに記念品をお配りしている。それを、できたら会場に来ていただける方だけに絞ってもいいのではないかという意見もございました。ただ、行きたくても行けない人もいるんじゃないかという意見の中で、やはり全員に配布という方針の中で、大字によりましては配るのを遠慮させていただきたいという大字もございました。その中での1つの選択として、今回は、当初は職員さんでと思ったんですけども、なかなか日常業務の中でそれをこなすのは難しいということで、一定の期間アルバイトの職員さんで配布していただくという形に変えさせていただきました。その分、記念品というものは、その内容が、敬老会の記念品についてはいろんなご意見をいただいています。よかったという方もおられるし、余り大したことなかったなという方もおられるし、その年によって記念品の内容も変わりますし、かといってあめだとかそういうような食べ物がいいのかとかいう問題もありますし、ただ、配布するに当たりまして必ずしも在宅されてない場合も想定いたしまして、ポストに入れるような形の、少しそういうような処理もできるような形の記念品で、あくまで気持ちでございまして、いろんな好みもありますでしょうけども、ポストに入れられるような平べったいもので記念品を選択するようにという話にしております。委員ご指摘のとおり、今年度から試行的にまず始めさせていただきたい。それでまたご意見を聞かせていただいて、やはり1軒1軒配らせてもらうというその行為がある意味大切ではないかなと感じております。配ることによって実際におられましたら顔を合わせることもできますし、それでお留守の場合はしようがないんですけども、留守であったということであれば、それも1つの情報になりますので、全体的な意味を込めて、今回抜本的な見直しをさせていただいたということでございます。

それから、交通誘導警備業務委託料、委員も以前からずっとそうおっしゃってるのはよく存じ上げております。何と申しますか、これ、単純に金額だけ申し上げますと、職員さんがするよりアルバイトと申しますか、警備業者でいく方が時間的には安くつくということでは

ございますが、職員としての意識の問題というのはやはりあるかと思えます。それと、マルベリー等で行うイベント全てについて誘導員を配置するというわけではございません。朝から夕方まで長時間に及ぶものについてのみ、今回これも1回試しにやってみようかということでの計上でございます。委員が心配されますように、職員さんを配置した場合、もし事故があったらということをやはり、何というか、リスクの要素としてはちょっと考えた上での試行的な配置にしております。

それと、旧町の段階から2つのシルバー人材センターがございました。旧當麻町の方につきましては、割合と民間の方の事業が多かったように記憶しております。旧新庄町の方は、どちらかという官公庁の関係の仕事が多かったように理解しておるんですけども、難しい部分がございます、やはりシルバー人材は、いずれは独立した法人として、利益が上がらないで人件費等を出せるという形に持っていきべきやろうとは思ってるんですけども、なかなかその段階まで今現在行っていない。それと、シルバー人材センターそのものが今現在2カ所ございます。それをまた1カ所にするによって人件費等は抑えられる可能性はあるのですが、今現在、私も何回か足を運んだだけですので、職員さんとアルバイトさんの数を全て理解してるわけやないんですけども、両方に嘱託さんを入れておまして、それでアルバイトの方も置いてるというのが実情でございます。大きい意味で、いずれシルバー人材センターも1カ所にする必要があるのかなと思えますので、そのときにまたシルバー人材センターに対する補助内容ですとか、そういうようなものは見直していく必要があるのかなという具合に考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長の方から答弁いただきました。敬老会は、非常にこの記念品の中身は難しいというふうに思います。1つの方法として手渡し、これもいい方法かなというふうに思いますけども、試行的にやっていただいて、もし問題があるのなら変えてもらったらというふうに思います。

それから、私は交通誘導員にこだわるわけですが、1つは、なかなか担当課以外の課に応援を求める、これが非常に最近難しくなったんやないかなという思いもします。やっぱりそれは何か、私がいつも言う、自分とこの課は家族と一緒にやと言うわけやけども、横の連携、これが一番大事なかなと思います。どうも、横の連携が薄れてきているというふうに思います。事故とかそんな問題を想定したら、確かに職員ばかりで対応する、これもいかなものかなというふうに思いますけども、そういう意味で言ってるわけです。

シルバーについては、それはいろんな考え方もあると思うけども、最近聞くところによると、パートの職員がたくさんふえてるということで、私は質問をさせてもらってるわけです。やはり売り上げに応じた人件費という形にしないと、忙しいからパートを雇うんやというようなことでふやしていったら、人件費はかかるわ、利益はあがってないわというようなことになるので、その点をきちっと担当課の方は、先ほど言いましたように、もう一遍シルバーの方に伝えていただきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

**川村副委員長** 1問目は、ちょっと先ほどの岡本委員の関連で敬老会の記念品、それから、臨時雇用賃金との関係についてなんですけれども、経緯として今まで、少し前はもちろん、ずっと前は地域で配ってた。でもそれが大変なので郵送にされていくという中で、また今回は手渡しにするというその経緯については、福祉部の方も何か意図というか目的というのがあるのではないのかなというふうに私自身は感じてるんですけども、訪問することによって、さっき市長が言われたみたいに、見守りというそういった意味から訪問して会話を。家族にお元気ですかというふうにお声かけするとかいうような、そんな目的であれば物がどういう物であったにしてもいいのかなというふうに思わせていただいているんです。今回わざわざ手渡しになった経緯というのは、前回やってた郵送で、例えば、戻ってきた品物があって、なぜ戻ってきたかわからないような状況やったのかとか、ちょっとそのあたりを聞かせていただきたいと思います。

それから、2問目はちょっと戻っていただきまして、53ページの障がい福祉費の中の13節委託料、意思疎通支援補助事業委託料、それから、その下の意思疎通支援委託料です。この部分についての具体的な内容、運用というのを聞かせていただきたいと思います。

それから、障害支援区分判定調査委託料、これについてもこれから3年間の計画とか課題とか、そういったものの内容についてお聞かせいただきたいと思います。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、おっしゃるとおり、住所があって郵送で送らせていただいていた戻ってくるのも何件かあります。また、大字によっては手渡しで行いたいという方もありまして、大字では名簿をお渡しするので、それが一旦いただきたいので大字で配りたいというところも何か所か、3カ大字か4カ大字はあるんですけども、ほかの区長さんなりは郵送でお願いしたいというのが大半でしたので、そのように変えさせていただいたと思っております。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

今、川村委員がお尋ねいただきました意思疎通支援補助事業委託料と意思疎通支援委託料でございますが、平成28年度までは意思疎通支援事業委託料1つでさせていただいておりました。これは、地域生活支援事業という補助事業がございまして、手話通訳者さんや要約筆記を派遣した場合に補助がつく制度でございます。その分が補助事業委託料というふうに平成29年度で名前を変えさせていただきました。新たに意思疎通支援委託料というのをつくらせていただいたんですが、これは、障害者差別解消法の合理的配慮の関係で、葛城市の社会福祉課が主催する手話通訳者の養成講座があるんですけども、そちらの方に難聴の方が参加したいというご希望等がございまして、要約筆記をつけてほしいという希望がありましたので、これに関しましては補助対象の分ではなく、市が主催する事業の合理的配慮という意味に解釈いたしておりますので、別に意思疎通支援委託料というのを今回新たに計上させて

いただいております。

次に、障害支援区分判定調査の委託料でございますが、障がい者の区分判定は3年に1回行われております。本人さんの状況をよく知るために、通常は職員の方が調査を行わせていただいているんですけども、今はサービス等利用計画で相談支援事業所もついておりまして、計画を立てていただいたり、モニタリングをしていただいたりという経緯がございます。利用者の件数もふえておりますので、新規で出た場合は職員の方が対応させていただいているんですけども、2回目から3年後の判定につきましては、できるものは計画を立てていただいている事業所の方も把握していただいている内容ですので、委託するという事で委託料を上げさせていただいております。

以上です。

**朝岡委員長** 川村副委員長。

**川村副委員長** ありがとうございます。大字のいろいろな事情でお配りするという大変な手間を重視される所と、名簿をいただきたいという区長さんの意向もあると思うんですけども、配りたいとおっしゃる大字は、やっぱり顔を見てというふうな思いがあるのではないのかなというふうには思います。これを郵送にしたときは622円の物で、手渡しになったから300円幾らで半分になるという人件費についてどうなのかということも含めて、品物の内容がこれからどう検討していくかというようなことになっていくと思うんですけども、昔は品物がよくて、今はこんなものなのかという、金額が下がったからといって、それは逆に理解を求めていく部分は、お元気ですかという声かけがあって、市の実態の中に非常に大変な高齢者も実際いらっしゃいますというような、そういうやっぱり内部の調査の中にそういう支援の方、アルバイトの方を役立てていただけるというような方向でこれから進めていってもらうのであればいいことやなというふうに思いますし、見守りというのはこれから重要になってきますから、何かこんな方法でも、例えば、ボランティアさん、日常サポーターさんとか、いろいろとこれから地域の中で見守っていく体制の中で、この事業も1つ見守り支援の中の一部になるのではないのかなというふうに思わせていただいておりますので、また今後よく考えていただいて、方向的に、やっていただければ有効になるのではないかなというふうに思います。

意思疎通の方の支援、これは市単独の新しい事業でございます。いろいろとご配慮いただいて、差別解消法の中での一環でございますので、進めていただければいいかなと思います。障がい者の本人の状況というか相談支援が、最初は職員の方も認識していただくという部分はいいと思います。2回目以降は、その方にとって一番ベストな方法として、プロの方が相談支援をやっていただけて進めていただくことは、大いに評価させていただきます。ありがとうございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、56ページ、老人福祉費の中の扶助費の敬老年金、この対象人数をお示しいたきたいと思います。

それから、58ページの臨時福祉給付金事業費、これは新規で非課税世帯、または課税世帯

の中で扶養されていない方という形ですけど、その対象件数、それもお示してください。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。

ただいまの吉村委員の質問でございます。敬老年金の対象者の人数ということで、積算根拠といたしまして、延べ1万5,015人で計算させていただいております。月おおよそ1,100人から1,300人の間で推移すると見ております。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問の臨時福祉給付金につきましては、平成29年度で予算化させていただいている分は、この3月議会で臨時福祉給付金の経済対策分の事業費を減額させていただいた分を平成29年度で補助金が新たにつくということで、1,441万5,000円を計上させていただいております。3月17日に対象となられる方に申請書を発送する予定でおりますが、対象件数といたしましては約4,000世帯で、人数は約7,000人の方に申請書を発行する予定です。1人当たりの金額は、平成29年度4月分から平成31年9月分までと2年半分ということで、1万5,000円になっております。

以上です。

**朝岡委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。敬老年金については、すごく皆さん待っておられて、いろんな方がこれはやめないでほしいという話があるんですけども、その反面、年々金額が本当に負担になっていってるのも確かなんです。この中で、ちょっと私はいろんな方とお話ししましたら、特養に入られている方、市外の方でも市内の特養に入られてたら、その時点から対象になるということで、その人とか、それから、もともと敬老年金ができたというのは、新庄町の足高町長時代ですか、まちづくりのために貢献していただいたと敬意を表してのだったというふうに思うんですけども、その意見が出ましたときに、市外からこちらに転入されて、住まわれてすぐに85歳のときでももらえるということがあったので、せめて、例えば、在住10年以上の85歳を対象にというふうにすればどうですかというご意見も市民の方からいただいているんです。この中で、だから、今何人とおっしゃったかな。延べ1万5,015人、その中で月々が変わっていくのがその特養の方なのかなというふうに思うんですけど、特養の人はこの中で何人ぐらいかというのはわかりますか。

それから、臨時福祉給付金ですけど、これ、1年分ですか。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井です。よろしくお願いたします。

臨時福祉給付金についてですが、もう少し、そうしたら詳しく。平成28年12月議会におきまして、1億800万円を計上させていただいております。これが1万5,000円掛ける7,200人という計算で計上させていただいております。ただ、その後、厚生労働省から平成28年度の補助金の上限というのが出てきまして、その分が平成27年度の臨時福祉給付金の補助金の実績報告書の記載の支給対象者を上限とするということでしたので、6,239名が上限になっ

てきまして、9,358万5,000円の分を繰越しで平成28年度に計上して平成29年度に繰越しさせていただいて、7,200人を見込んでおりましたので、その減額した足りない分を平成29年度予算で計上させていただいております。繰越しした分と今回の1,441万5,000円を合わせて臨時福祉給付金の経済対策分の1億800万円になりまして、その対象になる方というのが、今回発送の準備をしているので約4,000世帯の約7,000人の方で、この1万5,000円というのは、平成29年4月分から平成31年9月分までの2年半分で1万5,000円という金額になっております。

以上です。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** ただいまのご質問ですけれども、当初に特別養護老人ホームに入っておられる方は除いておりますので、ちょっと今、人数は出てきません。在住1年ということで要綱の方にはさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 敬老年金につきましてはいろんなご意見がございます。旧町からやっていたものであるということで、ちょうど合併直前に介護保険制度ができたときに旧町でどのような整理の仕方をするのかということは多分、旧町段階で議論があったのかなとは思いますが、合併当時にやはりサービスは高めにとりながら、この敬老年金の方式が残ったものでございます。経過といたしましては、若干複数年ありまして、支給年齢を上げさせていただいた経緯もあったと思います。その中で介護保険をお使いになってる、特養に入られてる方は対象外という考え方に立っておりますので、その分はちょっとご理解いただきたいと思います。

葛城市ができた当時、多分、私の記憶では4,000万円前後の金額やったと思います。それが今現在7,500万円とほぼ倍近くになってきております。この制度につきましては、これからの人口構成を考えますと、なかなか今の現状のやり方で維持するのは難しいかなという思いもございますが、できるだけ頑張ろうということで計画もさせていただいているというのが実情でございます。将来的には支給の金額であるとか制度そのものはどうなのかという議論になっていくとは思いますが、今現状の中では、やはり前年もらわれて、それで翌年やっとその年代になってもらえるやということになったときに、なくなりました、ではなかなか辛い話でございますし、確かに民生委員さんのお話も聞きますと、それを渡すときに物すごく喜んでくれるやというようなお話も聞きます。せやから、新たな意味を見出した中で、また制度のあり方というのを考えていきたいとは考えておりますが、今年度の分につきましては、前年と同じやり方でということで計上させていただいております。

臨時福祉給付金についてはこれは国の制度でございまして、市がどうのこうのという問題ではございません。国の指示に従って支給するものでございます。国や国の政権なりのその意味が多分あるんやろうと思います。それについて私が今どうのこうの喋ることではないと理解しております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。臨時福祉給付金は、それは国の事業やからちょっとどんなものかなというふうに質問させてもらっただけなんですけれども、敬老年金の方は本当に、民生委員さんに私も伺ったら、幾ら夜遅くに持っていっても文句は出ないと。3カ月に1回本当に心待ちにされて、それを持って服を買いに行くとか、いろんなことを聞いていますので、この制度自体をなくすというのは私も反対ですけれども、財政的な負担がだんだん厳しくなってくるなという中で、できるだけしばらくは頑張っていたきたいというのもありますけれども、これからの課題かなというふうにも思っています。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** それでは、ご質問させていただきます。57ページでございます。いきいきセンター管理運営費の13節委託料、清掃委託料31万2,000円。昨日でしたか、いろいろとこういう委託料に関する契約更新の際に、値上がりしているというふうにちょっと私は昨日の議論の中で記憶してたんですけれども、これに関しては昨年の76万円から31万円と減額になってございます。その辺のちょっと内容をお聞かせ願いたい。

それから、その2つ下になりますか、設備等保守点検委託料63万8,000円と、これは、それぞれの施設全てといたしますか、それぞれに予算化を、保育所費にしましても児童館にしましても、保守点検委託料というのは伴ってるんですけども、どういう保守点検をされてるのか、委託内容をちょっと教えていただきたい。余りそれがどうかというところまでは聞くつもりはございませんけど、それをちょっとお聞かせ願いたい。

それから、61ページ、保育所費、15節工事請負費190万5,000円、この内容についてお尋ねをいたします。

ちょっと、あと1つだけよろしいですか。

**朝岡委員長** はい、どうぞ。

**増田委員** 先ほどのちょっと気になって確認だけしたいんですけども、記念品を職員さんがお届けされると。これは見守り機能といたしますか、アルバイトの方で行っていただく安否確認といたしますか、そういうことも兼ねてということかと思えます。ただ、その際に復命といたしますか、お届けした内容についての報告等のそういう様式といたしますか、報告書というんですか、そういうものがあるべきかなと思うんですけども、なかったらそういうのをこしらえていただいた方が、「そうか、よう行ってくれてたな。どうやった」、「いや、この人は寝たはりますわ」とか「お元気でお過ごしです」。これで敬老会に来ていただいた方は、当然お元気で来ていただいている。おうちの在宅の方については、こういう実態でしたという全体の老人の方の実態調査も兼ねてできるのかなというふうにちらっと思ったので申し上げたんです。それも兼ねてお願いします。

**朝岡委員長** 大谷いきいきセンター所長。

**大谷いきいきセンター所長** いきいきセンターの大谷でございます。よろしく申し上げます。

まず、清掃委託料の減額でございますが、昨年度は通常の館内清掃に加え、浴槽循環ライ

ンの薬品洗浄及び浴槽内の消毒業務を予算計上しておりまして、それが45万7,000円でした。それが今年度は実施いたしませんので減額になっている次第でございます。

次に、委託料の中身でございますが、電気保守点検業務委託、それからヘルストロン、これは電気マッサージ機みたいな電気いすなんですけども、その保守点検、消防保守点検、ボイラー点検、空調設備保守点検、重油地下タンクの保守点検、自動ドア点検等で予算を計上しております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡保健福祉部理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございますが、工事請負費の190万5,000円につきましてご説明させていただきます。まず1つ目の磐城第一保育所でございますが、エアコンの取りかえ工事を計上させていただいております。これは、今現在のエアコンに関しましては、20年、30年ほど以上たっておるエアコンでございます、一度消火すると1時間ほどたないとまた点火できないという状況になっておりますので、すいませんがそれを計上させていただいております。

あと、磐城第二保育所の遊具2点です。ジャングルジムとブランコ、これにつきましては、磐城第二保育所を新築したときに大きな複合遊具を設置させていただいておったんですけども、それだけしか遊具がございませんので、子どもの発達に関しましては、やはりブランコも揺れるという感覚を養うという観点から、やはりこの2点を設置させていただきたいということで、エアコンと遊具の2点の計上をさせていただいております。

以上です。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。

ただいまの増田委員の質問というかご要望といいますか、訪問時の報告書等につきましては、今後中身等を検討させていただいて作成していきたいと思っております。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 西川課長、よろしくお願しときます。言ってることはご理解していただいたと思います。せっかく行かれるのであれば、そういう形にして実態把握をしていただくべきかなという感じがしました。

いきいきセンターの清掃の件は、浴槽の清掃の契約をやめたと。当然、浴槽ですので掃除しなければならない。誰がするのかということになるかと思うんですけども、浴槽に関してはいろいろと衛生面で相当気をつかわないとあかん部分やと思います。職員さんがやられるのか、これは業者に委託しないのであれば、それ同等もしくはそれ以上の業務が誰かにかかってくるわけですので、その辺のところはしっかりと体制といいますか、やり方といいますか、方法といいますか、そういうものを考えてやっていただいたというふうには思うんですけども、その辺のところを再度お尋ねします。

それから、これは先ほど施設の保守点検委託料、これは施設の全般について共通して聞き

たかったんですけども、大体そういう設備のいろんな点検については、それぞれの施設で複数の業者さんにいろんな点検を委託されてると、こういうことかと思えます。私が聞いたかったのは、保育所の点検を聞いたかったんです。大体ご想像されてると思いますが、一般質問の中でもいろいろとお尋ねもしました。工事請負にしても、その辺のところを兼ねて聞いたかったんですけども、磐城第一のエアコン、それから、去年の補正で組まれておりました磐城第一保育所の改造、それから、當麻第一保育所のこれも改修ですね。340万円ですか。そういうふうにもいろいろと改修なり工事なり手を加えていただいて施設の改修はやっていただいているんですけども、ここで余りしつこくお話しするつもりはございませんけれども、安全対策、耐震対策、せつかく改修をされるのであれば、なぜそのときにそういうことも含めた点検をしていただけなかったのかなど。このところが私は少し残念な気がします。一般質問のところでも若干私なりに勉強させていただいたのは、そういう公共施設の耐震の点検をする対象に含まれてない1階建ての施設であるがために、耐震に対する意識を持っていなかったということできょうまで来たのか。その辺のところも改めてちょっとお聞きさせていただきます。もう工事請負はわかりましたので結構でございます。

**朝岡委員長** 浴槽の清掃業務の件。

大谷所長。

**大谷いきいきセンター所長** 風呂ですが、従前にレジオネラ菌等も発生したこともございまして、特殊な薬剤も使うということでございますので、職員の手では、いかんせんかなりすることが難しい。だから、休館日に業者を入れて清掃をする。3年に1回程度の清掃をいたしておりますので、結果において清掃委託料の金額が増減いたします。

**増田委員** 去年がそれやったということか。

**大谷いきいきセンター所長** そういうことです。

以上です。

**朝岡委員長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部長の水原でございます。

福祉施設につきましての工事請負費ですが、平成28年度の分といたしましては、当初、保育所につきましては3歳、4歳、5歳児の中でゼロ歳児等を受け入れするための改修という形で工事請負費を計上させていただきました。それについては、耐震についてその部分だけということもできないのが実情でございます。それで、また市長も一般質問の方で答弁がありましたように、計画をもって今後耐震等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** わかりました。去年が高くて今年が安くなった理由はわかりました。去年が3年に一遍の配管掃除の年やったので、今年はそれが無いから安くなったと。そう言ってもらったらすぐわかる。

それから、耐震化については、何回も言うということは、これぐらいお願いをしたいという気持ちのあらわれでございますので、辛抱してちょっと市長は聞きにくいやろうけど、ご

理解をいただきたいなと思います。磐城第一保育所、それから、當麻第一保育所の未診断部分、それから、児童館等の、これも児童館については磐城小学校エリアの児童館を含めた幼稚園の構想については、早急に具体的な動きをしていただくということを確信してございますので、児童館の耐震も含めまして、まだ着手していただいてない、特に子どもさん等の対象となる施設の耐震化をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**朝岡委員長** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、3款民生費、4款衛生費の質疑をいたします。

質疑はございませんか。

山本委員。

**山本委員** 57ページ、8目福祉推進費の中で、11節需用費の中の修繕費が534万7,000円とありますけど、金額が少し大きいので、この内容等を教えていただきたい。

もう1点は、同じ57ページの13節委託料、こちらの方で指定管理委託料7,662万円とあります。この部分を少し詳しく教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの山本委員のご質問の福祉推進費の修繕費でございますが、ゆうあいステーション1階の床の塩ビタイルの張りかえ工事がまず1つございます。経年劣化によりまして床のタイルが至るところで剥がれております。ただ、全体でしたら1階床、廊下、食堂等たくさんございますので、3年に分割させていただきまして、平成29年度はホール部分をさせていただこうと計上させていただいております。その分が税込みで272万3,976円です。

もう一つが、温水プールのろ過装置のろ材の入れかえ工事です。温水プールにつきましては、大きいプールで2機、小プールで1機ろ過装置がついております。3機ありまして、3年に1回入れかえをさせていただいておりますが、平成29年度は小プールを予定しております。その費用が42万5,520円です。

それと、もう一つが空調コントローラーの交換工事です。昨年平成28年6月に各種空調コントローラーが故障いたしまして、空調の制御ができなくなりました。現在は代替品で運用させていただいておりますが、交換が必要になることから、その費用が86万4,000円、合わせまして534万7,000円を計上させていただいております。

次に、委託料ですが、これは福祉総合ステーションの指定管理運営事業の費用です。平成26年度の市内外の同一料金による条例の改正により年々収益も上がっておりますが、運営していく上で費用が必要で、また、昨年度に比べまして電力の自由化によって15、6%電力料金が安くなっております。平成28年度の予算では8,151万3,000円計上させていただきましたが、平成29年度は7,662万円計上させていただいております。

以上です。

**朝岡委員長** 山本委員。

**山本委員** とても詳しくご答弁いただきました。ありがとうございます。理解できました。

**朝岡委員長** ほかに質疑は。

西川委員。

**西川委員** どうぞよろしく。55ページの老人福祉費の中で委託料、軽度生活支援事業委託料101万円、その中でひとり暮らし高齢者配食サービス138万9,000円、その下の20節扶助費の中の老人日常生活用具給付金5万円、この3点に関して、平成28年度の事業内容と、どれだけ利用されたかというのを説明よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず軽度生活援助事業ですが、今年度は101万円の予算を見ていただいております。平成27年度決算につきましては82万2,137円、平成26年度におきましては80万6,447円の実績でございます。

まごころ弁当につきましては、今年度138万9,000円の計上でございます。平成27年度決算におきましては107万3,154円、月平均の食数といたしまして125食。それから、平成26年度決算におきましては117万9,461円で125食となっております。

軽度生活援助事業の事業内容につきましては、シルバー人材センターにひとり暮らし、または高齢者世帯の方を対象に900円の委託単価といたしまして、自己負担が100円で、市の方で800円の持ち出しでさせていただいております。主に、草引きとかが一番需要の方が多いです。それと、家具転倒予防でそういう装置の方は市で負担させていただきますけれども、家具転倒器具の設置に派遣したりしております。

それから、まごころ弁当ですが、こちらの対象者は基本、緊急通報装置を設置されてる方でおひとり暮らしの方です。その方に民生委員が月1回、ボランティア団体の方でつくっていただいているお弁当を配布させていただいております。

日常生活用具給付につきましては、電磁調理器、火災報知器等をおひとり暮らしで低所得の方に給付させていただいております。今年度5万円の要求でして、平成27年度は実績がなく、平成26年度におきましては、火災報知器が3個と電磁調理器が1台となっております。

以上です。

**朝岡委員長** 西川委員。

**西川委員** 内容につきましては、もう一度私も勉強しておきます。

決算書の内容は持ってますので人数等はそれはわかりました。ただ、これ、予算査定の中で、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度の予算概要も見てる中で、日常生活用具も利用者ゼロと。平成26年度は火災報知器何個かがあったという事例を今聞きました。利用者がゼロでもやっぱり一応予算には上げるということですか。また緊急通報装置貸し出し事業というのがなくなっているわけですがこれは今ごろ聞くより去年ぐらいに聞いとくべきやろうと思うわけですが、消えてこれもゼロやのに、今、予算計上されてるという、ちょ

っとその辺の内容を今後の内容という意味合いでお聞かせ願いたいと思います。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川長寿福祉課長** 今、委員が言われているのは、緊急通報装置の件ですね。緊急通報装置につきましては、平成27年度でもともと一般会計で計上した分なんですけれども、平成28年度からは全部地域支援事業、介護保険特別会計の方で予算計上しております。

**西川委員** 会計が変わってる。

**西川長寿福祉課長** そうなんです、はい。委託先等も変わりましたので、よろしくお願いします。

**朝岡委員長** 西川委員。

**西川委員** 緊急通報装置につきましては、わかりました。日常生活用具に対しては、利用者がいなくてもまた予算は計上していくと。そういうことで理解しときますので、よろしくお願いします。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 予算計上のあり方なんですけども、粹取的にやはり確保しておかないといけない項目というのはあります。といいますのは、急遽そういう事象が発生したときに、結果的にゼロであるという場合もあるんですけども、何かあったときはそれがために補正予算を組まないといけないというような事象がありますので、ある程度の項目として残している項目があるというご理解の仕方をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** それでは、ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、58ページの10目臨時福祉給付金の関係で、吉村議員が質問されたと思うんですが、確認をしたいと思います。この事業については2年半の事業という形で、当初1万5,000円で7,200人計上しておった。それが1億800万円。それから、平成27年実績が6,239人、これで9,358万5,000円。この差し引きが1,441万5,000円、人数が961人、こういうことでのいわけですね。

次に、59ページ、児童措置費の中で、多分、民間保育園の関係やと思うんですが、薑、浄正院、華表、それぞれ定員があって計画人数があると思うんです。それから、各園の保育士の数。

それから、次の60ページ、保育所費、これは公立の保育所、磐城第一、第二、當麻。これも定員、それから、計画人数、それから、保育士の数。その次の7目賃金8,763万5,000円でそれぞれ保育士、調理師、看護師、臨時職員とこうあるわけやけど、それぞれの人数を教えてくださいたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問ですが、全体でもう経済対策分と考えてたので、分けてご説明していなかったのですが、おっしゃるとおり平成29年度に上げさせていただいてる分は、計算しますと961人分、7,200人からその上限分を引いた人数分を計上させていただいております。

ます。

**朝岡委員長** 保育所の答弁にちょっと時間がかかりますので暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時18分

**朝岡委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの子どものための教育・保育給付費については、4億8,722万円の計上をさせていただいた分につきましては、私立等の運営費として市の方から支弁するものでございます。人数につきましては、すいませんけど、個々の園ごとの人数はちょっと今持ち合わせておりませんが、一応、延べ人数で支弁させていただきました件数で6,589人分ということで計上させていただいております。これは、市内、市外、市外は葛城市の子どもさんが市外の私立の保育所の方に入所をされている、市として委託している分も含まれております。あと、公立保育園、私立保育園の現在の入所人数でございますが、2月1日現在で、公立から、磐城第一保育所が定員90人で66人、磐城第二保育所、定員200人で214人、當麻第一保育所、定員90人で72人、計定員が380人で352人入所しております。私立の方につきましては、華表保育園、定員200人で219人入所です。浄正院保育園につきましては、定員150人で185人、薑保育園につきましては、120人で135人ということになっております。

職員の人数でしたか。公立の保育園のみ資料がありまして申しますと、個々の保育所ごとに説明します。磐城第一保育所につきましては、正職員が主任を入れて6人になります。それから、嘱託が2人、アルバイトが6人と長時間が2人。それから、磐城第二保育所につきましては、正職員、主任1人を入れて13人、嘱託が7人、アルバイトが21人と短時間の延長保育で2人来ていただいております。當麻第一保育所につきましては、主任を入れて7人が正職員で、嘱託が3名、アルバイトが7名とプラス3人の延長保育ということですので。合計が、正職員が26人と嘱託が12人、アルバイトが41人ということになります。

それから、賃金につきまして、保育士賃金から申し上げます。

賃金ですので、32人分のアルバイト賃金としております。

それから、給食調理員につきましては前年度より減額しておりますけども、ここにつきましては、調理員全体の人数は変更はございませんけども、嘱託で2名を今年度配置しておるんですけども、2人が退職になりますので、現在アルバイトで調理員として来ていただいております4名を嘱託の方に、3年経過してるということで嘱託として配置させていただいて、あと4名がアルバイトとしてここに計上させていただいております。調理員に関しましては、全員で9名になっております。今年度は正職員1名、嘱託2名、アルバイト6名で配置しておりますが、平成29年度につきましては、正職員1名、アルバイト4名、嘱託4名ということでさせていただいております。

**岡本委員** 合計9人。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** そうです。全員で9人。正職員1名。職員が1人です。

嘱託が2名から4名になります。アルバイトが6名から4名になります。それから、あと、看護師賃金につきましては、引き続き1名を計上しております。また、磐城第二保育所で午前中だけ事務として1人配置させていただいておる分でございます。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 民間の保育所の人数を教えてくださいということは、人数的に公立の人数、正職員が26人、嘱託12人、アルバイト41人、それプラス7人と、こうなってる。私は何を聞きたいかといったら、公立保育所であつたらこれだけ手厚いことになってる。定員は公立と私立あまり変わらへん。しかし民間はどうなってるねんということやんか。ということは、それだけ民間の経営が苦しいということやろう。やっぱり行政としてバランスをとってやってほしい。公務員やったら待遇はいいねんと。例えば、3歳未満だったら児童数が例えば5人に1人つけるとか、決まってるはずや。公立はその辺で言ったって、お金は天下の回りものや。私立は、そうはいかへん。赤字出されない。せやから、何も公立はあかんと言ってるのと違って、やっぱりそれであつたら、ある程度は人数をふやせるように改善をしてやるとか、何か手だてをしてやらないと経営ができなくなる。ただ、10年ほど前か、国の制度が変わって、公立には補助金は出さへんけど、私立には措置費として補助金も今でも出てる。例えば、建築についても半分国から補助金が出る。ただし、市町村も4分の1は出してくださいよ。そういうような形で、建物についてはそれだけの助成をしてる。1億円かかっても4分の1が個人の持ち出しになる。公立が立派な保育所を建築しても、100%行政持ちや。私はそれを言いたいから、保育所の人数を聞いてるわけやん。定員は民間とそんなに変わらない。さっき浄正院の定員は150人と言われたけど、今、建替えたら、定員はふえてると思う。それがわからへんかったから、ちょっと人数は言わなかった。150人というのはもとの定員と違うのか。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 定員は150人で変わっておりません。

**岡本委員** そうなってきたら、公立3園と私立3園は、トータル人数はそのぐらい言うほど変わらへん。そやけども、先生の人数は民間と比べたら倍できかん。そこらを私は言いたいわけや。それで、さっき言ってくれた子どものための教育保育給付費をそれぞれで3園の予算計上している金額を教えてください。延べ人数6,589人で予算計上してると思う。例えば、浄正院、華表、薑、今、予算上幾らで計上してあるのか教えてください。

それと、一々言うのやないけども、賃金のところで保育士、これはパートの保育士やろう。さっき32人と言ったやんか。トータルで41人になるのと違うか。そこだけちょっと教えてください。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** ただいまのご質問ですけど、私立の委託運営費の件でございますけども、今、私立3園の個々の数字をちょっと持ち合わせておりませんので、すいませんけど……。

**岡本委員** それでは、後で教えてください。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** それから、先ほど新年度に32人と申しました件です。各園で32人がアルバイトでということできせていただけてますけども、あと、延長保育で7人の短時間のアルバイトお願いしてますけど、32人が通常保育及び障がい児支援のクラスに入る保育士、それから、一時預かりの保育士、合計32人になります。それプラス延長保育として7名計上させていただいております。先ほどの41名というのは、今現在のアルバイトの人数です。

**岡本委員** いや、さっき聞いてるように、定員はわかりました。せやから、計画人数もわかった。それに対して平成29年度で保育所に張りつけてある保育士が何人いてるのか。それを聞いたら41人パート張りついてますねんと。延長保育に7人張りついて、それはそれでいいやん。32人と言うから、ちょっと頭が悪いのかどうかわからへんけど、わからへん。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 先ほど41人と申しましたのは、現在のアルバイトの人数です。32人と申しましたのが、平成29年度計上させていただいている保育士の人数です。

もう一度順番に申します。磐城第一保育所は、入所予定81人で保育士の人数合計が13人必要となります。そのうち正職員が6人、嘱託が3人、アルバイトが4人です。次に、磐城第二保育所は、入所児童が225人の予定となっております。保育士の人数は42人になります。正職員11人、嘱託8人、アルバイトが23人です。それから、當麻第一保育所は、入所予定が85人、保育士の必要な人数が14人となりますので、正職員が5人、嘱託が4人、アルバイトが5人になります。合計で言いますと391人の園児が入所する予定としておりまして、そこに各保育所に主任保育士がおりますので保育士の数が先ほどの合計プラス3人で72人です。主任も3人入れて72人です。それから、72人のうち正職員が22人、嘱託が15人、アルバイトが32人です。アルバイトは磐城第一が4人、磐城第二が23人、それから、當麻が5人です。計32人。その32人分のアルバイト賃金とプラス延長保育の短時間の保育士さん7名を平成29年度計上させていただいております。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ちょっとわけわからんようになったけども、しかし、例えば、定員が磐城第一は90人で81人、これは少ないので、問題ない。例えば、磐城第二は定員が200人やろ。225人となってるわけやけど、これは定員の2割までは増額できるということですかと。それはいつからできるのか。4月からできるのと違うやろ。その最高の人数を言ってくれてるわけか。4月は200人やけど、5月になったら225人になると、こういう計算か。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** その計算方法は年度を通してです。

**岡本委員** そういうことでいいわけやな。民間も同じことやな。

それと、もう1点だけ。いつも聞く滞納分、公立の保育所の滞納はある、私立もある。それぞれの人数と滞納額を教えてもらいたい。それで、滞納者への催促は恐らくきつくしていないと思う。税金やったら個別訪問するけども、保育料の滞納は個別訪問してないと思う。そこらをどういう対応の処置をしてるのかだけ教えてほしい。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 直近の3月13日現在の滞納者につきましては75人です。公立と私立を個々に言います。

公立保育所につきましては37人、私立で38人、計75人です。滞納額は、公立につきましては571万6,000円、私立の方は613万1,000円、計1,184万7,000円が現在直近の滞納額となっております。

先ほどおっしゃっていただいた収納の関係でございますけれども、子育て福祉課の方で独自でということになってますので、毎月、督促状を発送しています。あと、催告状を年3回送らせていただいております。あとは6月、8月の間が児童手当なり児童扶養手当の現況届の時期になりますので、そのときに滞納者の方に声かけをさせていただいております。なるべく納めていただけるようにしておりますけれども、やはり離婚とか母子になったり、退職したりということで、今、就労活動をしているということで理由を聞かせていただいております。あと、児童手当の方で普通は口座振り込みとなっておりますけれども、滞納者の方は、現金で窓口支給にさせていただきまして、児童手当の時期、6月、10月、2月になってますけれども、そのときに現金を窓口に取りに来ていただいて、そのときに保育料の方に少しでも納めていただくということで、その方が現在11人ほどおられます。

以上です。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** もう委員もご存じの上でご質問されてると思っておりますので、もう余計なことは言いませんけれども、保育所というのは、法律で何歳児という人数と保育士の配置人数というのは決まっております、公立であることよっての加配というのはないように聞いております。まだ私立の方の人数がご報告できませんでしたので、その人数も後日、原課の方から報告させていただきたいと思っております。

それと、ご心配いただいております保育所の今度の耐震化の話も、若干その部分でご心配いただいているように先ほどの質問で感じました。できるだけ、計画性を持って財政負担がかからない形があるのか、ないのか。公立の保育所の建替えがどういう形でいくのが一番いいのかということも考えていきたいと思っております。保育というのはやっぱり非常に大切な部門ですので、できるだけ、もう制度で決まっておりますので、せやから、もうそれ以上のことはなかなかしにくい部分もあるんですけども、その辺は私立、公立とも観察して対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それは、市長の答弁はまともな答弁やったと思うし、法律で決まってることは事実。しかし、現実的にはやっぱりそうはなっていないということもご理解願いたいと思ってしつこく言ってます。

それと、毎年これは言ってる。滞納の分。今、園児が在籍してる時は督促できる。しかし、卒園したときに恐らく集金は行かれへんやろ。ただ、公立は損したかてどうもない。私立は、個人から負担してもらって保育料が滞納されると、もう泣き寝入りということになってしまう。その辺もやっぱり民間は苦しいということを理解してほしいということで何遍も言ってます。その辺はよく担当の方も実態というものを見てやってほしい。そういうことをお

願いしておきます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** そうしたら、60ページの保育所費の中の需用費の修繕費の内容、それと、72ページの環境衛生費の委託料の地球温暖化対策計画策定委託料、今年度新規ですけども、目的と内容をお願いします。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの需用費の修繕料の関係でございますが、これは、1つは遊具の修繕、磐城第一と當麻第一の30万円。それから、空調機器の修理、當麻第一です。それが14万400円。それから、當麻第一の雨漏りの修理が134万2,980円。それから、駐車場の水たまりの修理、また、子どもトイレ水漏れの修理となっております。

以上です。

**朝岡委員長** 西川環境課長。

**西川環境課長** 環境課の西川でございます。

平成29年度の新規事業で、地球温暖化対策の計画策定委託費でございますが、これが地球温暖化対策の促進に関する法律によりまして、地方自治体がこれに関する計画を策定することとなっております。前回、平成23年から平成29年度までの5ヶ年計画があります。それで、平成29年度で前回の計画が終わりますので、新たな次の5年間の計画を策定しなければならないということで、これまでの前回の計画の見直し、また、現状とこれからの計画を策定するためのコンサルへの委託料でございます。

以上です。

**朝岡委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 修理の方もわかりました。それから、コンサル委託料、前回もコンサルに委託したのですね。

つまり、これは5年間の見直しでこの費用ということですね。はい、わかりました。

**朝岡委員長** 吉村委員、それでよろしいですね。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時30分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の会議で、岡本委員の方からの質疑の中で、シルバー人材センターの売り上げ等について、同じく、私立保育園の運営補助金についてという質問について、午前中ちょっと答弁ができないということでございまして、調べてからということですが、答弁ができるようになったようでございますので、先にその答弁からもらいたいと思います。

西川課長。

**西川長寿福祉課長** 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

午前中の岡本委員のご質問でございます。葛城市シルバー人材センターの職員ということで、當麻事務所が4人、内訳が、正職が1人、嘱託が1人、臨時職員が2人。新庄事務所の方が3人で、嘱託が2人、臨時職員が1人ということでございます。それと、今現在、正会員数の状況ですが、今223人となっております。売上高ということでしたが、受注件数といたしまして1,335件で、金額は9,468万4,334円に対しまして、材料費等配分費を残して、あと事務費としての残りが523万8,553円となっております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。

岡本委員のご質問でございましたが、子どものための教育・保育給付費の運営費につきましては、保育料については、市の子どもさんに対しては市の基準で、私立、公立、市外に入所される方関係なく市の方で決定し、市の方で徴収しております。私立さんの園の方に関してが、今、運営費として支弁しているものでございます。

まず、運営費の基準でございますが、国の方の基準に算定した運営費として支弁しているものでございます。園ごとに延べ人数と支弁費を申し上げます。まず、薑保育園に関しましては、延べ人数が1,367人、1億46万240円です。それから、華表保育園では延べ人数が2,450人、1億6,769万1,300円です。浄正院に関しましては、延べ人数1,848人、運営費が1億2,688万9,650円です。それ以外に、市外の私立といたしまして、延べ924人、8,428万9,822円。ここまでの延べ人数で午前中に6,589人と申し上げた人数でございます。それにプラス市外の公立保育園に入所、市の方が委託している子どもさんに対して支弁している分が延べ175人、788万8,308円でございます。以上で、延べ人数として6,764人、4億8,721万9,320円が合計になります。

以上です。

**朝岡委員長** では、その答弁で一応理解いただきたいと思えます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 午前中に引き続き、質疑をさせていただきます。

まず最初に、54ページの4目障害者福祉費の20節扶助費の精神障害者医療費扶助1,571万7,000円についてお伺いをしたい、このように思います。まずは、この1,571万7,000円の積算根拠についてご説明をいただきたいと思えますし、その制度の内容についてもあわせてご説明をいただきたい、このように思います。

平成27年4月から精神障がい者に対する医療費の助成がスタートしたと記憶しております。当初は、奈良県の市では1級から適用された。町村については1・2級合わせて実施されたということでもありますけども、平成28年度からは市においても1・2級の方々に対しても医療費助成を実施するということになってまいりました。実際に医療扶助費が大体もう平年度ベースになってきているのではないかなと、こういうふうには思うわけでありませうけれども、大体の数字が固まってきたというふうには思うんですが、その辺をちょっと確かめたいとい

うふうに思いますので、ぜひ、平成28年度の見込みとあわせて、平成29年度の積算根拠についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、57ページであります。57ページの8目福祉推進費1億2,766万4,000円のこれは、基本的にゆうあいステーションの運営費と申しましょうか、社会福祉協議会の運営費といえますか、これらの費用が網羅されているわけでありまして。社会福祉協議会に対しては、ゆうあいステーションの運営委託、指定管理者という形で7,662万円を支出しておりますし、また、19節の負担金補助及び交付金において、社会福祉協議会補助金として4,178万1,000円、合わせて1億1,840万円余りが支出をされているわけでありまして。社会福祉協議会というのは、葛城市の福祉や地域づくりに手の届かないところを地域の人たちに密着した組織として、そのすき間というか谷間を埋めていくという、そういう役割も果たしていただいているわけで、やっぱり大切な団体だと、こういうふうに思います。

そこで、まずはそういう社会福祉協議会が、やはり自主的、自発的に積極的に地域で働いていただくということで、合併時ですか、これまであった福祉基金を社会福祉協議会に移管をいたしました。これは、財政基盤を強化して社会福祉協議会としての役割を發揮していただくということでの趣旨でありました。これらの基金の残高は今どうなっているか。さらに、基金を活用した社会福祉協議会独自の事業の状況、これから基金を運用した事業をどのように充実、拡大を図っていくとか、そういう方針を持たれているのかどうか、その点をはっきり聞きたいということ。

それから、いろいろな法的な制約もあり、なかなか社会福祉協議会の役員人事というのが組みにくいというのはあるわけでありましてけれども、実際に私自身は、会長が市長で、理事長が副市長だったのでしょうか。大変公務多忙な方々が社会福祉協議会の幹部を務められているというのが実態である。これは一定やむを得ない部分があるわけでありましてけれども、実際に社会福祉協議会の役割を果たしていこうとするならば、ちゃんとした地域に対する認識、その認識に基づいて福祉計画をもって、その福祉計画を具体的に実施していくということになるならば、やはり事務局長だけではなくて、会長あるいは理事長、幹部がその目標をやり上げていく中心的な役割を果たしていくということが大事ではないかというふうに思うわけでありまして。会長が市長であるということが悪いというわけではありません。それを補完する、やはりちゃんとした社協としての活動ができる体制をつくるべきではないかと、こういうふうに思うわけですが、この点は、市長は就任して間もないわけで、いきなりで申しわけないのですが、ご見解をいただければありがたい、このように思います。

それから、59ページの2項児童福祉費、2目児童福祉総務費の20節扶助費です。この中の乳幼児医療費扶助4,600万円、子ども医療費扶助5,250万円、未熟児医療費扶助680万円、それぞれ本当に子どもたちの命や健康を守る大きな役割を果たしている制度であります。この制度が奈良県にとどまらず全国に広がり、就学前から小学校卒業まで、更に拡大されて中学校卒業までという医療費の助成制度が広がってきている。阿古市長にあっては、高校卒業までこの医療費の助成をしていこうと、こういう考えを持っておられるわけでありましてけれども、やはり財源の問題がございます。これらの財源の内訳がどうなっているのか、お伺いをして

おきたいと思います。3つですね。

**朝岡委員長** 石井課長。

**石井社会福祉課長** 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員のご質問にありました精神障害者医療費扶助につきましては、これは、中が実は2つに分かれておりまして、精神障害者医療費助成の拡充分と申しまして、先ほど委員がおっしゃいました精神保健福祉手帳所持者の医療費助成成分と自立支援医療の精神通院医療をお使いの方、手帳をお持ちでなく精神通院医療をお使いの方の精神通院分の医療費助成と合わせまして1,571万7,000円になっております。内訳といたしましては、制度内容といたしましては先ほど委員がおっしゃったとおり、まず、平成27年4月診療分から、葛城市におきまして精神保健福祉手帳1級所持者の助成を開始させていただきました。平成28年、今年度4月診療分から2級の方まで拡充した状況で、精神障がい者の医療費助成を開始させていただいております。

平成27年度におきまして1級のみ実施した場合、1人当たりの年間医療費が約10万3,000円かかっておりました。平成28年度の予算も1人当たりを10万3,000円と見込んで、2級も入れて予算を計上させていただいたところ、今年度の見込みといたしましては、平成28年度見込みが2,014件で758万9,758円程度を見込んでおります。この実績で平均を出させていただいたのですが、平成28年度の1人当たりの、2級も含めると、やはり1級の方は入院も多いのですが、2級の方は通院ということもありますので、1人当たりの年間医療費が今のところ約9万550円になっております。それで、平成29年度の受給者見込みを、今現在、手帳の所持者が2月1日現在で1級33人、2級が129人で162人いらっしゃるわけですが、生活保護の方は該当しなかったりですとか、ひとり親家庭での医療費助成に該当される方は該当しなかったりいたしますので、140人を見込みまして1,267万7,000円を計上させていただいております。残り、精神通院医療の助成ですが、この分につきましては、平成29年度は月当たり25万3,253円を見込ませていただいて、303万9,036円を計上させていただいて、合わせて1,571万7,000円をさせていただきました。

続きまして、社会福祉協議会の基金ですが、平成27年度残高になってしまうんですけども、福祉基金の積み立てが2億9,456万4,343円です。この分の活用方法ですが、来年度予算で聞いているのは、地域サロン活動の支援事業に利用するというふう聞いております。

以上です。

**白石委員** 額はわかりますか。

**石井社会福祉課長** 社会福祉協議会からもらっている資料では100万円というふうになっております。

以上です。

**朝岡委員長** 森本課長。

**森本保険課長** 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

今のご質問の件なんですけど、今、葛城市では、乳幼児医療、子ども医療、未熟児医療というものが県の補助金の対象となっております。市長が今年度掲げられました、高校生まで拡充ということなんですけど、高校生まで拡充した財源の方は、国や県では今のところ出てくる

ものがございません。保険課の方で大体の概算の方を計算させていただきました。高校1年生から高校3年生まで拡充させてもらった場合の医療費といたしましては、対象人数が約963人ということで、現在の中1から中3とほとんど変わっておりませんが、950万円を医療費として見込んでおります。あと、また事務費といたしまして、年度当初の封筒とかそういうものがまた別にかかってくるだろうと思います。

以上でございます。

**白石委員** 乳幼児医療などの財源の内訳はわかりますか。

**森本保険課長** 乳幼児医療に対しては、県からは2分の1です。未熟児医療に対しては、国が2分の1と県が4分の1でございます。

**白石委員** 子ども医療はどうなんですか。

**森本保険課長** 子ども医療に対しては、県が2分の1の補助率で国費の補助はございません。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ所管の課長からご答弁をいただきました。まず、精神障害者医療費扶助という形で、新年度も1級、2級にあわせて、通院、入院も助成の対象として実施をされるということであります。大体平年ベースでの医療費の支出額が1,500万円から1,600万円ぐらいというのが見えてきたということだというふうに思うんです。これはこれで今後どうなるかというのは誰にもわからないですけれども、この間の精神障がい者の医療費助成に対して、奈良県の市長会等が言ってきたことが実際どうだったのかということが、私はちゃんと検証されていなくてはならないというふうに思うんです。1つは、一度こういう制度をスタートすると途中でやめられないから財源がかさんじゃう。こういうことでありますし、また、1・2級というふうなことの認定基準、これは全国の都道府県において異なっているので、その基準が全国的にちゃんと定まっていなくて、そういうものに対して公費を支出していくのはいかなものか、こういう議論もありました。さらに、他の障がい者、身体障がい者、あるいは心身障がい者に対する助成との均衡が保てない、乖離がある、そういうことが言われてきましたし、さらに、2級を実施すれば5,000万円かかると、こういうふうに言われてきたんです。5,000万円です。これは大変だというふうに私たちは当時の精神障がい者に対する医療費助成について議論をする中で、やっぱり考えないかんのかなと、こうなってきたわけでありまして、今、お答えいただいたように、また、平成29年度予算において1,500万円余り計上されているわけで、5,000万円なんてどこからその積算が出てきたのかというのは、ちょっと理解しがたいということがあるんです。

私は、本当に精神障がい者が総合支援法になって、きちっと身体障がい者、心身障がい者とあわせて法律に位置づけられて、施策の対象として位置づけられて、いろいろ制度が充実されてきているわけですが、しかし、現実にはこうやって地方自治体の中で制度そのものがおかれて実施されるようになってきたということで、私はそういうことから考えて、やっぱり市長会、あるいは理事者がどれほど真剣にこの精神障がい者の医療費助成に対して議論し、調査、研究してきたのかというのが非常に疑問に思われてならないわけです。この間

のてんまつは、ここにおられる方は皆さんよくご存じだと思いますけどね。私は本当にできて喜んでいるわけでありまして、まだまだ精神障がい者の施策というのはおこなわれていると。先ほど来、議論もしましたが、やっぱり実際にデイサービスを受ける、そういう場所も非常に少ないということになっているということでもあります。私はここでその経過をきちっと阿古市長にご認識をしておいていただきたいという意味でこれを取り上げてみました。

そして、次に、社会福祉協議会のことでもあります。

基金の現在高が2億9,456万円にもなっています。合併時でしたか、1億数千万円あったかなというふうなのは、そういう基金の残高だったわけでありまして、この間、基金の原資はお亡くなりになった家族の方が満中陰志のこの制度を取りやめて、その分を社会福祉協議会に地域福祉のために役立ててほしいという形でご寄附をいただいている。これが大きな原資なんです。やっぱりお亡くなりになった方の遺志を込めてそういう寄附をされて、そういう寄附を原資に、今はもう3億円になろうとしている状況なんです。これはもう本当に社会福祉協議会の財政基盤を強化して、その活動を充実、拡大させていくということで社協に移管をするということの経過を私はよく記憶しております。そういうことからしたら、地域サロンの活動、これはこれとして地域で非常に喜ばれていますし、また、これから本当にお年寄りが集える場所が欲しい、孤独でおられる方を一緒に連れ出して、いろんな取り組みをしたいという希望がありますから大事なことだと思うんですが、これが100万円活用されている。これは、100万円ぐらいやったらどうなんでしょう。僕は算数は苦手ですから、金利分には相当するのでしょうか。私は、原資を減らしてでも、やっぱり投資をして地域福祉を行政とともに支える一翼を担っていく必要があるというふうにお願いをしてきたわけでありまして、こういう状況なんです。ですから、私は、社会福祉協議会の役員体制、福祉目標をきちっと掲げて、その目標に基づいてどういう事業をやっていくか計画を立てて、それを具体的に社会福祉協議会の会員とともにやり上げていくということが必要だと思うんです。しかし、残念ながら本市の社会福祉協議会は、いわゆる事業社協という形でゆうあいステーションの運営を中心に行っているわけで、なかなか地域に出向いての実情把握をし、どういう福祉要求、課題があるのかという、その点の把握がやっぱり非常に弱いというふうに感じます。この点は、私はずっと議論の中で、本当に本来の社会福祉協議会としての役割をもう一度基本に立ち返って進めていくべきではないか。事業社協としての役割は、これは十分な経験とノウハウを持って頑張っておられるというふうに思うんです。それはそれとして大いに評価をしたいと思います。そういう意味で、役員体制とか基金の原資を活用して組織を立て直し、取り組んでいただきたい、こういうふうに思うわけですが、この点も改めて伺いをしておきたい、このように思います。

それから、乳幼児、子ども、未熟児の医療費扶助の問題です。今、課長からお答えをいただきました。未熟児については、680万円のうち市費が236万9,000円、県が4分の1で147万7,000円、国が2分の1で295万4,000円です。乳幼児の医療費は、これは4,600万円ですから、県が2分の1の補助ということでもありますので、そのまま額面を半分にすると2,300万円。子ども医療費も2分の1ということでもありますので、そのまま単純に割ります

と2,625万円が県からの助成を受けている。しかし、国からの補助は、これはないんやね。やはりここに一番の問題があるのではないかというふうに思います。市長にお願いをしておきたいと思います。

奈良県市長会、あるいは近畿市長会、あるいは全国市長会において、本当に少子化が進み、子どもたちが健康ですくすくと育つ、あるいは親御さんが安心して病院にかかれる、そういう環境づくりというのは本当に大事なことだと思うんです。そういう意味で、国は医療費の抑制政策とあわせて、逆にこういう助成をするところについては、国保において財政的な制裁と言ったらちょっと語弊があるかもわかりませんが、さじ加減をする、こういう状況になっているんです。これはもう絶対に改めていかなくてはならない。国が率先して助成制度をつくり、この2分の1、未熟児の医療費助成と同様にやっぱり財源を確保して、より充実したものにすべきではないかというふうに思います。

高校卒業までとまでは、国には今のところそんなことは望みませんが、ぜひ、これは提起をしていただきたいし、現在でも多分、市長会は国にこの要望を上げていることだというふうに思います。さらに、課長が阿古市長の意向を受けて高校卒業まで医療費を無料にしたならば、どの程度の事業費がかかるかということを検討されているということをお聞きしました。これはこれとして大いに歓迎をしたいというふうに思いますけれども、やはり県にも働きかけて同じような方向で取り組めるように頑張ってくださいというふうに思うわけでありまして。具体的な答弁は要りませんので、よろしくをお願いします。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。精神障害者医療費扶助、この議論につきまして議員がおっしゃりたいことはよくわかります。当初1級までという話の中で2級もというような、何と申しますか、そのときの答弁と違った形で事業が進められた。ある種急遽の対応であるという認識でございます。やはり、何と申しますか、やるべき補助ですとかその制度というのは、緻密な計算をしてからやるべきやなというのはよく理解しております。今後そんなことのないようにしていきたいと思います。

それから、2点目の、社会福祉協議会等基金2億9,456万円、約3億円近いお金がたまっております。そのことにつきまして今回の社協の予算の査定で議論はさせていただきました。その中で基金を議員がおっしゃるようになり崩していく必要があるのではないかと。その中で今回100万円をそういうような分野に使うということで決定させていただいた具合でございます。その中で、最近、お葬式の形態も若干変わってきてまして、寄附金等の増加の仕方と申しますか、その部分と相まって、今回、正直なことを申しますと、今まで3,000円の香典を社会福祉協議会からお出ししてました。しかし、何と申しますか、葬儀の形態がちょっと変わってきておりますので、それはもう必要ないのではないかと申すので、もう社会福祉協議会としては、お渡ししてもお受け取りにならないところも多うございますので、もうそれはやめるという指示をしております。

社協の基金につきましては、しばらくちょっと様子を見たいなどは思っているんです。といいますのが、ゆうあいですしております事業の内容によりまして、利益を生む部分と、制度に

よるものですが、障がい者福祉、高齢者福祉と事業をしておるんですけども、高齢者福祉のデイサービス部門で、やはり年間一定金額の赤字が出始めております。ですから、それを基金から取り崩す形で一応判断をしておるんですけども、それが、私は記憶だけで申しわけないです。社協の資料をちょっと持ってませんので、たしか1,000万円前後あったように記憶しております。ですから、その様子をまず確認させていただきまして、当初は基金を取り崩した中で社協として必要な事業をふえていっているという実情は知っておりましたので、やるべきではないかということを上申したときに、その話が出てまいりました。ですから、しばらくちょっと1年ほど様子を見させていただきたいなと思っております。

社会福祉協議会の会長を受けるということは、いろんな議論があると思うんです。補助金を出す団体の長と受ける団体の長が同じ者であるということ、その矛盾性と、それと、それによる、何というか、ある意味効率性であるとかいろんな議論がありますけども、しばらくお預かりした中でその精査をさせていただきたいと思っております。当然、私といたしましても、社会福祉協議会は優秀な民間の人材をやはり活用すべきかなという思いはございます。でも、そこに至るまでの判断をするまでの猶予期間をいただきたいというように思っております。全体を通じまして社会福祉協議会のあり方、約1億3,600万円ほどの売り上げがありまして、その中で差額の分7,600万円を指定管理委託料としてお願いしているという実情でございます。その事業全体の内容をまず精査させていただきまして、その辺の変更事象をかけたいきたいなという思いでございます。

それと、乳幼児医療等の扶助の金額等をおっしゃっていただきましたので、これも私の公約でございましたので、もし高校までの医療費無料化をするとどれぐらいかかるのかということをお原課に計算させました。約1,000万円ほどかかるようでございます。それで今年度は見送らせていただいた次第でございます。平成30年度に国保の県一元化がございます。その中で医療費の形態が大きな変化をする。その中でやはりそれに踏み込めるかどうかという判断も含めてしていきたい。国保につきましては、どういふ葛城市の負担がどの程度になるのかということがまだ数字として見えてきておりません。そのことによって葛城市財政にどのような影響が出るのかということもまだ掌握できない状況でございます。県に申しておりますのは、葛城市として負担すべき金額を早く出してくれと言っております。保険料等も従前とは違う算出の仕方、資産割等がなくなった形での算出の仕方になります。どちらかというとサラリーマンに近いような形態、収入による保険料の算定になるわけなんですけども、それも含めまして、葛城市全体がどれぐらいの、負担がふえるのか、減るのか、その辺も含めて早く確定が出ればそれなりの対応ができるのかなという思いでございます。それが終わった後で高校生までの医療費無料化については、また議論をしていただけたらなという思いでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 阿古市長からもご答弁をいただきました。社会福祉協議会については、社協の財務の状況、事業の実態、この辺をきちっと精査をしていただいて、私は、本当に事業社協ということで

はなくて、これはこれとしてやっぱり1つの部門としていいと思うんですけど、本当にその地域に根差した社会福祉協議会として、会員や市民に支えられた社協として地域の福祉課題に対応していくという方向もぜひ考えていただきたい。市長は体制も含めてこの1年ぐらいかけてその諸課題について検討し、一定の方向性を出していただけるということですので、よろしく願いをしておきたい、このように思います。

子どもたちの医療費助成制度については、財源そのものもやはりきちっと確保していただくとともに、確かに国保の県一本化というか、そういう方向になります不確定要素がたくさんある中で、なかなかその拡充、拡大というのはすぐに手をつけられないかもわかりませんが、ぜひ、高校卒業までの医療費助成の実現がなるようにご努力いただきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、61ページから62ページの児童館費。まず、学童保育の定員は変わらないと思うけども、平成29年の受け入れ状況、それから、指導員の人数。ここに嘱託職員というのが初めて6人ふえてるわけやけど、その中に指導員が入ってると思います。

それから、需用費の中の賄い材料費、子どものおやつやと思うわけやけども、この中身について。

それから、委託料の支援補助員の委託料。それと、この委託料の中で設計委託が入ってないわけやけども、平成28年のときに新庄北小学校の学童の設計管理料と磐城児童館の設計委託料が入ってたと思うんやけども、執行できたのか、できないのか、それも一緒にお願いをしたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成29年の予定ですが、新庄学童におきましては227人、新庄北学童は96人、忍海学童が96人、磐城学童が168人、當麻が103人、合計690人の予定をしております。

それから、今度、平成29年度におきましては6人の嘱託を予定しております。そのうち2名が児童館、あと4名が学童保育の指導員の嘱託員になっております。

各学童の指導員につきましては、新庄学童におきましては、嘱託員1名とアルバイト8名、それから、補助員が2名、新庄北学童におきましては、嘱託員が3名とアルバイト指導員が3名、補助員のアルバイトが2人、忍海学童につきましては、3名の指導員とアルバイト補助員が2名、それから、磐城につきましては、正職員1名と、それから、アルバイト指導員が6名と補助員が2名、當麻児童館におきましては、嘱託指導員が2名とアルバイト指導員が2名と補助員が1名、合計で、学童保育につきましては、正職員1名と嘱託員が6名、それから、アルバイトで指導員が22名と補助員が9名となっております。

次に賄い材料費につきましては、415万5,000円の分でございますが、そのうちお茶代が1万5,000円分、それ以外が学童保育の子どもに対するおやつ代として、1カ月1人500円で

690人分で、1年分で414万円としております。

次に設計委託料に関しましては、当初、平成28年度で平成29年度に工事する予定で学童保育所の方は進んでおりましたが、計画の方が変更になりましたので、ひとまず検討して計画が整い次第、また計上させていただくということでしております。

次に支援補助員に関しましては、学童支援補助員ということでシルバー人材センターから派遣契約しておる分でございます。これにつきましては、各学童で週2回ということで、5館分で210万2,630円を計上しております。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 岡理事から説明を受けたわけですが、例えば、新庄学童が227人の入所予定となっているわけやけど、定員120人になっていると思うんやけど、途中でどんどん出入りがあるということですか、平成28年の実績から見て、大体当初計画した人数で1年間いけるのかどうかということですか。それとちょっと私、今、指導員の人数が多いことに驚いたわけやけど、以前からこれだけたくさんの指導員がおられたのか。もっと少なかったと違う。例えば、新庄学童であったら嘱託とパートで11人。新庄北学童でも8人いる。今までやったら新庄北学童は4人であった。人数もふえてきたということもあるわけやけど、平成28年からこの体制になっているわけ。ということは、平成27年まではそんな大勢いなかったと思います。もう一遍ちょっとそれを教えてほしい。それから、賄い材料費、これも今690人の500円、それで415万5,000円か、計算上そうなる。親からは1カ月、今でも保育所は2,000円ですか。この2,000円に500円が含まれているのか。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 2,500円のを徴収しています。おやつ代として500円と保育料が2,000円です。

**岡本委員** ということは、父兄に2,500円もらって、500円は子どものおやつ代やと、こういうことやんな。例えば、それをもうちょっと1,000円でも上げて3,000円にして1,000円分渡すとか、そんな方法は検討してないのか。それは親から何も苦情というか、そのようなことは、ないということですね。そこらを後で教えてほしい。

それから、支援補助員、この中身は何をするのかちょっとようわからんのやけど、シルバーから来てもらって、結局、年寄りに来てもらって、子どもに相手を思いやる心を育てるためにこれをやっていると、そういうことでいいのかな。内容が理解できない。

それと、今言った磐城児童館の設計委託、何でこれを聞くかといったら、これ、去年、設計業者に発注してあると思う。それで、市長が言われた磐城幼稚園、児童館は一体的に整備をすると言われた。これはいいことやと思う。やっぱりよく検討しなければあかん。思いつきでやったらあかんわけやけど、せやけど、これで設計が完了していたら問題ないわけやけど、ちょっと聞くところによると、終わってないように聞いている。ということは、終わってないなら、ないような手当をやっぱり受けた業者にしてあげんと、ほったらかしと言ったら言葉が悪いけども、あえてちょっとその点、もう一遍教えてもらいたい。

**朝岡委員長** 水原部長。

**水原保健福祉部長** 学童保育所の設計のことではございますが、当初、学童保育所は今現在60人の定員でございます。それをもう1カ所増築という形で、60人分の学童保育所を立てる計画が当初ありました。それが、学童保育所が2つに分かれると、また支援員の関係も職員の関係も管理の面もちょっと管理がしにくいということもありまして、学童保育所、児童館を一緒に建てるという計画に変わったわけなんですけども、そのために途中で一部停止していただいて、それから1つに計画をするという方向で、今、基本設計をしていただいております。それは当初の計画の事業費の中でやっていただいて、今後の一体化の中でもとにして実施設計を行う予定をしております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 一応、設計業務は途中の段階でございまして、それで、成果品としては正式な成果品はございませんでした。ただ、人件費等が発生しておりますので、あのエリアを一体的な開発といいますか、整理をするに当たりまして、抜本的な見直しをするというところで契約の図面をある程度のところまでとめていただいて、その部分については、当然、ある種、成果品が出てませんので、次につながる段階までの状態で置いた中で一旦精算をさせていただくと。繰越しという形はとらずに精算をさせていただいて、60万円の減額での最終的な一旦の処置をさせていただくと。それで、新たな設計につきましては、そのベースに使える図面といいますか、その図面を残した上で、今度は新年度でまた設計料の計上をさせていただいておることでございます。当然、設計事務所さんにはそれなりの労力を使っている分、いろいろご相談をさせていただいている分につきましてはお支払いをさせていただいたということでございます。当然のことながら、業者と子育て福祉課との話の中でそういう処理に決まったところがございます。

それと、学童保育ですね。おっしゃってるのはよくわかります。非常に学童保育という部分につきましては、私は中途半端な、ある種、何といいますか、制度かなという具合に理解しております。需要があるから発生したものなんですけども、その内容につきましては、例えばシルバーの方に来ていただいたりですとか、本来、やはり児童等をお預かりする場合は、私はそれなりの経験なり、ある種資格なりが必要であるのかなと思う部分で、非常に危険性を感じている部分でもございます。学童保育自身の単価も安くございます。先ほどおっしゃっていただきました月2,000円と500円、その中でそういう運営をするということは非常に厳しい内容かなと。当初、おやつの部分につきましても、いただかないでたしかスタートしたような記憶もあったんですけども、そういう中で、本来事業としての内容は本当にどこまでというか、やっていくべきなのかということをやっと決めていかないと、膨らむ部分は非常に膨らんでいくんです。今でしたら6年生までお預かりするような形になっております。児童さんの性質といいますか、性格によりましては、若干トラブルが起こったりとかいうこともございます。幅広い年齢層といいますか、小さいお子さんから、ある種12歳までのお子さんを預かるわけですから、その中で対応の仕方というのはもう少し考えていかないと、ちょっと制度としてはまだまだ未成熟のような気がいたしております。

先ほどの保育料といいますか、その部分についてもこれから検討していかないといけないのかなど。これを存続させるためには、また変化が必要なのかなという気もいたしております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 学童の登録人数が多いところの話でございます。新庄学童におきましては、登録人数の大体6割が、毎日出席している中で、定員に達するまではその場でさせていただいておりますけども、定員以上が出席すると、新庄学童につきましては、小学校の空き教室、図書室ですけど、それを平成28年度からお借りして実施しているところでございます。新庄北につきましては、今完成しましたけれども、そこまでは空き教室を利用させていただいております。やはり2つに分かれる、3つに分かれるとなってしまいますと、指導員の数もふえてくるということになりますので、また平成29年度につきましても同じような体制で実施していく予定としておりますので、この指導員の人数で計上させていただきました。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** それでは、お願いをいたします。63ページ、こども・若者サポートセンター事業費、これは昨年からですか、実施していただいて、非常にお子様の総合的な相談窓口として機能していただいているというふうに思います。当初のこの施設をつくる理由として、いろんな分散している各課の業務を子ども・若者に関するものを一手に引き受けるというか、全てここで一元化しようと、こういう目的であったかというふうに思います。一元化することで、当然、仕事量がこちらに集まった分楽になると言ったら失礼ですけども、ほかの本来もともとされてた業務がこちらに移ったというふうになるかと思うんですけども、その辺の効果といいますか、それと、利用者の月別の利用状況、ふえてきてるよ、いや、横ばいですとか、その辺の程度で結構でございます。その辺の実情といいますか、成果といいますか、それをお尋ねいたします。

それから、69ページ、健康づくり推進事業の13節委託料、これは各種検診事業の胃がん、肺がん、大腸がん、いろいろやっただいて、新規にピロリ菌検査を追加していただいた。これはもう、私も若干一般質問のところでも、もっとほかの検査も入れていただいたら、内野議員もいろいろとピロリ菌に関しては質問もされて、ピロリ菌をまず導入していただいた。前年対比でいくと162万9,000円というものが増額をされてるんですけども、ピロリ菌検査がふえたことによる増額であるのかなというふうに思います。大体どのぐらいの検診を見込まれてるのか。それから、もう一つは、前回にもちょっとお尋ねした、それ以外のオプションについても恐らくご検討もいただいているのかなと思うんですけども、その辺の状況についてもお尋ねをさせていただきます。

それから、ごみの減量キャンペーンということで、昨年いろいろと新しくクリーンセンタ

一ができるということで、ごみのキャンペーンを少しやっていた。それによってどれだけのごみの量が減ったかは別といたしまして、新しくクリーンセンターができることによって、相当分別の方法もふえてくると。容リプラ等についての。それによるいろんな説明とかも含めて、引き続いてごみのキャンペーンというのはやっていただくべきかなと思うんですけども、この予算案の概要の22ページのところでは136万2,000円が46万円に減少しておると。いかがなものかなと。去年の136万円が少し多過ぎたからもとに戻したかどうか、その辺のところも含めてお尋ねをいたします。

**朝岡委員長** 松山こども・若者サポートセンター所長。

**松山こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの松山です。よろしくお願いいいたします。

ただいまの委員のご質問にお答えしたいと思います。こども・若者サポートセンターは、4月から、子どもから若者のワンストップ総合相談窓口として開設しました。いろんな事業を妊娠期からおおむね40歳までの方を対象にする、まず総合相談窓口であり、相談を受けた後の虐待予防等の視点での赤ちゃん訪問であるとか、養育支援訪問事業であるとか、あるいは就学した後の不登校対策、適応指導教室の運営から、40歳ぐらいまでのニート、ひきこもりの方の相談、カウンセリング等を行うような形で行ってきたわけです。

相談件数が月別に増加しているかと言われますと、学校に関する不登校と、小学校、中学校の保護者の方からの相談件数は少しずつふえてきているように思われます。その点では、来年からも実施しようとしております就学期から、学齢期から就労まで、子どもさんが20歳になられるぐらいまでを目標に、社会で活躍できる人を育てるために、特別な支援を要するような子どもたちの切れ目のない支援ということで体制をつくってまいりたいと思っております。実際、乳幼児期の健診時に心理職による発達検査等を行って、早期に発達障がいと身体障がい、知的障がい等も含めまして、子どもさんの障がいの確認を早期にして、早期に支援していくという中で、健康増進課から保育所、幼稚園へ引き継ぐ、幼稚園から小学校、中学校へと引き継ぐ、そして、学校に不応適を起こしてる子たちの相談を一緒に考えて、適応指導教室へのつなぎをするというようなことで、今、そういう専門職を入れた中で連携体制をつくっていったところなんです。

実際、ニート、ひきこもり対策の中では、30歳、40歳近くになった方に対して就労相談をしておりますも、先ほど白石委員もおっしゃいましたように、ひきこもりの原因が精神疾患に多いと言われるように、確かに精神をお持ちの方がひきこもっておられたりする場合に就労までなかなかたどり着かないような現状がありまして、1人のひきこもりの方の相談を受けますと、1年、2年、3年という形で伴走型の支援のような形でかなりの長期戦になってくるような状態です。ですので、今後考えていきたいこととしましては、中学校、高校等卒業されたり、中途退学されてる人等の把握ができるような体制をとれるように考えて、早期にニートにならないような相談ができるような仕組みをつくっていただけらなと思っております。そのためには、乳幼児期の赤ちゃんのときから、ちょっと気になる方をずっとこちらで情報の一元管理ができて、小学校、中学校、高校という形で見守れるようなシステムをつ

くろうと思って動きかけているところで、平成28年度に至りましては、まだちょっとそういう計画段階のような状況になっております。そのためには、保健部局としては、健康増進課、子育て福祉課も含めて、障がいの方の社会福祉課も、それから、幼稚園、小学校、中学校では学校教育課、教育委員会との連携が非常に大切になってくるかと思っております。ですので、横の連携、縦の連携を密にした形で、これからの体制整備に努めていきたいなと思っているようなところではあります。

プラスして、虐待が非常に今、虐待防止を国の方で児童福祉法が平成29年4月に改正になりまして、児童虐待防止の施策にかなりの力を入れるというような状況になってきておりますし、葛城市においても、子育て福祉課の方で養護児童対策地域協議会を持ちながら、児童虐待防止に力を入れておるところですが、こども・若者サポートセンターとともに、そういう事例につきましては各課連携しながら見守って支援しているようなところではあります。細かいお話をしますと、赤ちゃん出産後の訪問を何件したかとか、不登校の対応を何件したかとかというような形になってくるかと思えますけれども、今はそのような現状です。

以上です。

**朝岡委員長** 西川健康増進課長。

**西川健康増進課長** 健康増進課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどのご質問のピロリ菌検査でございます。これにつきましては、健康診査委託料382万4,000円のうちの73万円を予算化させていただいております。ピロリ菌というのは、胃の粘膜に感染すると胃の表面に胃炎を起こし、粘膜がだんだん萎縮していき、炎症が長い間持続することにより胃がんが発症することもあると言われております。胃がんの発症は生活環境やたばこなどが原因と言われておりますけれども、ピロリ菌も原因の1つと考えられております。こういったことから近隣市町村を調査させていただきましたら、1市3町で実施されておまして、なかなか事例がないところでございました。葛城市の医師会長、また、葛城市の医師会と相談させていただきまして、集団検診で実施させていただくこととさせていただいております。

また、健康診査委託料、このうちの73万円で、去年との差額56万2,000円の分につきましては、骨密度測定委託料をリース契約のときに見積もり合わせさせていただきまして、減額16万8,000円ということで合計56万2,000円の追加とさせていただいております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 西川環境課長。

**西川環境課長** 環境課の西川です。

ごみ減量キャンペーンにつきまして、平成28年度は、まず平成29年4月から新しいクリーンセンターが稼働することに伴いまして、各大字への説明に参ります。その際に、まず広報に全戸配布しましたチラシと各大字説明会に参りますときに、説明用のチラシと粗品用の水切りネットも参加者全員に用意しておりました。それが、各大字に参りまして約3,000人余りの参加者に全員配布としております。平成29年度もまたチラシ等を間に挟んだりしまして、また、毎月シリーズ化しています減量キャンペーンを引き続き広報にも続けてまいりたいと

思います。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。こども・若者サポートセンターは、非常に話を聞いてますと、ちょっとしみりするような社会情勢といたしますか、

\_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_ 余り根性論でそんなん言ったらあかんのやけども、たたいて、甘えてたらあかんと言って、そういうふうにして立ち直らす方法もあるかもしれませんけども、やっぱりこういう手厚いケアというのは、私は大事ななと思います。

\_\_\_\_\_ (削 除) \_\_\_\_\_

私は以前に精神疾患された方のお話を聞いたときにびっくりしたんですけども、こうやって1つの病気という判定を受けられた方については、例えて言うと、自分の体を守るために生命保険に加入することについても制限をされるとか、診断を受けた段階で社会から1つそういう目で見られるといたしますか、非常にだから安易に病人というふうなことで逃げていくような、そういうこともしてはならないのかなということを過去に学習させてもらいましたので、その辺のところもしっかりとこういう段階で、不登校という初歩の段階でいろんなサポートを引き続いてしていただけたら、非常にこども・若者サポートセンターの事業効果というのが成果としてあらわれるのかなと。

それから、利用については4月以降横ばいやと、そんなにばあつとということもないよと。ただ、こういうことが顕著に出てきてると、こういう説明でわかりました。

あと、健康増進でお聞きしたかったのは、ピロリ菌は非常にそういう胃がんの初期対策として、カメラを飲んでしんどい目をするより、ピロリ菌の検査の方が比較的受けやすいということで、胃検診をこういう形で受診されるというのが、私は、前にちょっと質問させてもらった、検診しやすい、そういうオプション検査の1つかなと思うんですけども、ちょっと聞きたかったのは、それ以外もあるかと思うんですが、ピロリ菌の検査は2市3町ですか、県内にありました。ほかのそういうこれに値するような、比較的、腫瘍マーカーとか、そういう検査も今後導入するような、そういう検討はなされてなかったのかなということをちょっと聞きたかったんです。もし、今ないと言われたら、もうそういう返答で結構です。

それから、ごみのキャンペーンは、要するに平成29年度からスタートするための準備期間として136万円の予算を組んで、事前啓蒙啓発に使用したと。だから、ある一定の周知が済んだので、平成29年度は46万円まで下がったと、こういうことでいいんですか。そういうことですね。そういうことやと思うんですけども、減量キャンペーンについては、引き続き意識啓発に努めていただくことだけということかなと。容リプラによって、前に勉強させてもらったら、今の燃えるごみの量の容量比で60%ですか、かさで言ったら6割、容リプラが占めている。重量ベースで25%から30%ぐらいというふうに聞かせてもらいましたので、相当量燃えるごみの量が減量されて、これがまた資源と、回収されるということは非常にいい

ことやと思うんですけれども、間違っていたら補足説明していただきたい。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 少し表現の中で危険な表現がありますので、考え方だけちょっと説明させていただきたい  
と思います。————— (削 除) —————

—————あくまで臨床心理士さんを中心とするカウンセリング、それは従前からそのシステム  
というのを持っておりましたが、今回、こども・若者サポートセンターを設置するに当たり  
ましては、文科省と厚労省の垣根を取るべく、縦割り行政を打ち割る1つのセンター方式  
ということで導入させていただいております。

**増田委員** ちょっと待ってください。私はそんなん言ってないですよ。

**阿古市長** いや、精神科の話をしたでしょう。

**増田委員** そこへ行かないような手だてをしていただいているから……。

**阿古市長** カウンセリングというのは、今現在、そういう精神科という預かり方では先進国ではもう  
ございませんので、通常、カウンセリングを受けるということは、通常的生活をされている  
方の普通の行為でございまして、精神科という受け方ではございません。

子ども・若者センターにつきましては、十数年来、私のライフワークでございました。一  
般質問等でもさせていただきまして、昨年4月に開設していただいたのは非常に嬉しいこ  
とではあったのですが、イベントを目当てにされた設置でございましたので、それ以降、  
備品等の購入ですとか外装の整備ですとか、なかなか体制の中身づくりには踏み込んで  
はスタートできませんでした。その中で、今年度1年をかけまして、センターとしてのふさわ  
しい方式を模索するようにセンターの方には伝えております。今現在はいろんな寄せ集め  
であるんですけども、本来はセンターが中心となってやるべき事業であると認識して  
おります。1年かけてセンターがその機能を最大限発揮できるような形に持っていき  
たいなという思いでございます。

それと、ピロリ菌の件でございます。ピロリ菌の方は、あくまで胃カメラの代用という考  
え方ではございません。やはりその菌が母子感染の中で増すことによって、胃の将来的な  
がんの発生率等が増加するという医学所見もございます。ただ、その所見につきましては、  
全てが全て認められた所見ではございません。その中で県内3自治体が実行しておる  
ピロリ菌検査でございます。確かに効果はあると、何名かの一般質問も受けた中での、  
過去にされた方もおられます。そういう判断で、まず、今回は集団検診という形で  
試験的なピロリ菌検査の導入ということでございます。その結果を判断いたしまして、  
次年度にどうつなげていくか、定期検診のあり方も含めて考えていきたいなという  
思いでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 今の市長の答弁のトーンは、非常に何と申しますか、険しい顔で私に発言を  
された。私は感情的にお話しているつもりもないし、そういう意識を持たれること  
自体、私はちょっと意外やなど。何をもちましてそういう私の発言、質問に  
対して感情的になられるのか、少し疑念を感じてます。

もう一度、先ほどの不登校のお話を誤解のないように説明をさせていただきます。先ほど松山所長は、不登校等の相談が増加しておると。先ほどの白石委員のご質問があったようなということの関連の内容についても若干の説明を受けました。私もそう思いますと、今後不登校の方がどんどんひきこもりを続けられて、そういう状態にならないようにここでちゃんとご相談をさせていただいてケアをしていただくことが、このこども・若者サポートセンターの事業の成果につながります、よろしくお願いします。こういうふうに委員長、私は確認したつもりでございます。

私は、市長に忠告を受けるような不適切な発言をしたという記憶はございませんので、もし誤解を招くようでしたら、言葉を訂正させてでもおわびを市長に申し上げます。そういうつもりであります、ということでございます。これはきちっと、もしそれでもちょっとまだお前の言葉はまずいぞと言われるようでしたら、ご忠告をいただいたら真摯に受けさせていただきます。

それから、ピロリ菌のときもまだ怖い顔をしてたから、ちょっと私はびびってるんですけども、市長にそのような怖い顔をされてご答弁されると、次から質問できなくなるぐらい気の弱い人間でございますので、もう少し優しい顔で対応していただきたい。

ピロリ菌は私も存じております。いろいろとこういう胃がんもしくはそれに準ずる、胃がんだけやなしにいろんな胎児の問題も含めて効果があると。私が聞いたかったのは、そういう今まで受診をされなかった理由の中に、子宮がんも含めていろんながんの診断を啓発するに当たって、受診率が上がらない理由として、あの涙がこぼれるようなカメラは飲みたくないとか、それから、私の家内にもがん検診に行ってきた説明を、詳しくじゃないですけど、簡単に聞いたら、つらかったという一言の返答がございました。そういうふうな今までのそういう検診よりも、今後比較的受けやすい、精神的にも肉体的にも受診のしやすいようながんの初期発見のできるような診断方法も取り入れていただきたいなど、こういう思いで今後の要望も含めてお尋ねをしたということでございます。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 私が言葉で危険やと申し上げたのは、  
————— (削 除) —————あくまで普通の子どもたちがそういう状況にすぐに追い込まれる。そういうことについてそういう言葉が出てきたということが非常にちょっと残念やったんです。それで、不登校につきましては、従前からそれなりの体制を葛城市では持っております。不登校の子どもたちが通うような場所づくりと、それと、臨床心理士等の配置を行っております。当然のことながら対応は以前からやっておりますが、今回のセンターの設置ということについては、いろんな意味で、先ほど申し上げましたように、縦割り行政を打ち割るセンター方式の中での更なる効果を上げるということが必要なことになってきております。当然のことながら、教育委員会が持っている情報と福祉課が持っている情報が違います。また、子どもたちは同じ子どもたちなんです。1カ所に行って全て対応できるような、そんなセンター方式を目指すべきだという認識で、今年度、その体制がどういう体制がいいのかということをくみ上げていきたいなと思っておりま

す。次年度からは多分違った形のセンターが独立した形で協力体制を外部から求めるような、そういうセンターをつくり上げたいなという思いでございます。そういう意味で申し上げたのでございます。

**増田委員** 委員長、ちょっと。

**朝岡委員長** はい、どうぞ。

**増田委員** それでは、まことに申しわけございません。今回の議事録の中から市長が不適切であると思われる部分の議事録の削除を求めます。

**朝岡委員長** ご本人からそういうご趣旨でございますので、後ほど会議録を確認させていただいて、そのようにさせていただきますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 時間がないので、もう衛生の方へ入っていきます。まず、74ページの塵芥処理費、この中で今年の予算、当初予算で非常に組みにくい予算であったかなというふうに思います。まず報償費800万円となってるわけやけど、1カ大字が漏れてるのと違うのかなということで1つお聞きしたい。

それから、需用費の関係、燃料費で広陵のRDFですか、その分が入ってるのか、入ってないのか。それと、その光熱費が非常に上がっている。これも把握しにくいという形の中でこういう予算になってるのかな。それと、委託料の中で残灰の関係が金額が上がっているわけで、処理費が上がってるのか、残灰の量がふえてきてるのかということです。それと、一般廃棄物収集運搬業務委託料、この分については合特法の関係やから、し尿のくみ取りと一連するというふうに思うわけやけども、これも金額的に少しやけども上がってきてるということですね。それと、次の3目し尿処理費、ここでまず委託料のし尿くみ取り業務委託料、これが3倍ぐらい金額が上がってきている。参考までにいきますと、合併当時、旧當麻町のし尿委託料は、平成16年は1,300万円ぐらい。それからどんどん下がってきて、平成21年には700万円、平成27年で大体610万円ぐらいになってきている。戸数が減ってきている。ところが、これ、今、葛城市が全部委託になって3倍になってるということは、戸数が今現在の3倍ぐらいの戸数になるのかということです。それと、非常に言いにくい話、というのは、今まで旧新庄地区は直営でやってきている。いきなり委託ということになってきた。こうなってきたら、くみ取り料金は直接、市の歳入として入っていくわけやけど、浄化槽はまだ新庄も100%下水につながれてない。合併当時、旧當麻町では直営から業者に委託になった差額を補てんしていた。そういうことがあるので、業者委託になったときに、例えば新庄の直営の場合、浄化槽1件当たり例えば1万5,000円としたら、今、業者に委託すればいくらになるのか教えてもらいたい。

**朝岡委員長** 報償費からやね。

増井クリーンセンター所長。

**増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長** クリーンセンターの増井でございます。

今の岡本委員のご質問に対しましてお答えさせていただきたいと思ひます。まず、塵芥処理費の報償費でございますが、報償費800万円につきましては、平成29年度におきましては、大字當麻地区の報償費のみとなっております。燃料費につきましては変わっておりませんが、先ほどご指摘のありました広陵からのRDFの搬入につきましては、費用はかかってきません。全て葛城市の方で取りに行つて持つて帰るといふような形になりますので、費用は発生をいたしておりません。

光熱水費につきましてはでございますが、新クリーンセンターの稼働に伴います受電設備の容量がかなり変わつてきます。現在は400キロワット未満の受電設備でございますが、新クリーンセンターにおきましては590キロワットの受電設備でございます。ですから、当然、使う設備、機械類もふえてまいりますので、使用電力量といふのはちょっとわからないわけですが、受ける設備が大きくなるといふことによつて基本料金かなり上がつてくるといふところで、本年度の当初予算といたしまして、光熱水費、電気代、水道代、下水道料金を合せて6,000万円の計上をさせていただいて、大幅にふえてきておるといふところが主な要因であるといふところでございます。

続きまして、残灰の運搬委託料が上がつておるといふ要因でございますが、残灰の量につきましては、今、平成27年度、平成28年度、ほぼ同数の数量でございます。ただ、平成29年度につきましても、残灰につきましてはほぼ同じ数量を見込んでおりますが、それにプラス不燃物をフェニックスに運ぶといふ計画で、その分をふやしております。また、設計単価が上がつてきておりますので、最終的には入札によつて落札金額は下がるかなと思ふんですけども、当初予算といたしましては、設計に伴う数量で計算をいたしましたので、このよふな金額といふことで上がつておるといふことでご認識をさせていただきたいと思ひます。

そして、また、一般廃棄物の収集運搬委託料、これは合特に伴う大和清掃への委託料でございますが、これにつきましては、本年4月から新クリーンセンター稼働に伴いますごみ収集の品目、収集曜日等の変更を行いました。その結果、現在當麻地区では祝日等は収集を行つておりませんが、この4月からは全て祝日も収集を行います。その分勤務日数等がふえてまいりますので、おのずとその分に対する費用が増加しておるといふところでご認識をさせていただきたいと思ひます。

それから、し尿の方でございます。し尿の委託料でございますが、委員ご指摘のとおり、旧新庄地域におきましては、発足以来直営を貫いてきたところでございますが、新クリーンセンター移転に伴いまして、し尿処理、し尿の収集業務におきましては直営から委託へといふ形に変更をさせていただいたところでございます。それに伴いまして、委託料の方でございますが、新庄地域分の処理委託料がふえておるといふところでございます。新庄地域の約320世帯ほどが今、し尿のくみ取りがございます。それと、臨時くみ取りが毎月約40件ぐらいございます。その分に対しまして委託料として発生をいたしてあります。したがいまして、旧當麻分と合せて今回の1,900万円ほどの委託料といふ形でふえてきておるといふところでございます。従前から岡本委員がご指摘のございました浄化槽の差額手数料、これはいつまでするのやといふ話でございましたが、昨年12月議会におきまして条例改正を行いました

て、浄化槽の清掃手数料の区分を削除いたしました。それに伴いまして、浄化槽の差額助成というのは本年4月からなくなります。それに伴いまして、今まで補助金で組んでおりました差額助成というものが廃止となり、また、浄化槽の清掃手数料におきましては、企業様の手数料として徴収をしていただくという形で、市では一切徴収をしないということになります。これに伴いまして、今一番安いところでしたら新庄地域で1万円のところが1万6,000円になるだろうというところで聞いております。これは、それぞれの浄化槽の大きさ、くみ取る容量によって変わってまいりますので、各ご家庭の浄化槽によって単独槽、また合併槽、それぞれ異なってまいりますので、金額の差につきましては全部把握しておるところではございませんが、そのような形で直営から委託に変わったことにより、住民負担がふえるということは仕方ない部分でもあるわけですが、し尿処理の手数料、毎月くみ取り、臨時くみ取りにつきましては、今回の条例改正は行っておりませんので、現行の手数料のまま市が徴収するという形になります。浄化槽につきましては許可制度ということで、市内に収集の、し尿の浄化槽の清掃許可をお持ちの企業は大和清掃1社しかございませんので、大和清掃の方に許可を与えるという形で業務を行っていただくという形になりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 参考までに、その残灰のトン数をちょっと教えてほしいのと、し尿と関係あるわけやけども、合特法に基づく委託料は、祝祭日も集めるのでちょっと金額が上がった。し尿のこの答弁を聞いておったら、1万円に対して1万6,000円、ざっと6割上がるわけやな。それは大きさによって皆違う。私が指摘してた浄化槽の差額助成は、去年12月に条例を廃止した。それはいいことや。しかし、こんだけ上がって住民がみんな納得するとかしないとか、それはその問題もあるやろうけども、ぼーんと上がっても仕方ありませんねん。こうなったら辛抱してください。ちょっと市民も納得しづらいのと違うかな。私は、いつまでも直営でずると行ったらあかんと言ってきた。それは直営の話。けど、今度全部委託になってきたら、委託料は上がってくるわ、合特の関係は金額は変わらへんわ。例えば、これ、し尿を委託にするのであれば、委託にすると同時にこの合特の話が出なかったのかな、ということを私は言いたい。ただにせえとは言わへん。合特はずっと引きずっていくわ。し尿は、それはふえることはないやろう。減っていく。これを最終的に何年先にこのし尿が廃止になるのかそれは知らんけども、そのときまた合特法が出たときに、これ、どうするねん。合併のときの条件があると思う。合併のときにこの合特は、合併までに解決しますと約束で合併したはずや。それがずっと来て、今、くみ取りが委託になりますねん、委託料がふえても仕方ありませんと言われたら、私も忍海校区としてちょっといかがかなと思うけども、それは部長、どうですの。私の言ってるのは無茶ですか。そこらをちょっと考えてもらわんと、いきなりぼーんと上げられたら、私も住民によく説明せんと思っております。説明する方法を教えてください。

**朝岡委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長** ただいまの岡本委員のご質問でござい

ます。残灰の処分量でございますが、焼却残灰につきましては昨年と同様1,700トンを見込んでおります。不燃物の処分量として200トンを見込んでおるところでございます。それに基づきまして計上いたしました金額は、1,641万6,000円ということに相なっております。

**岡本委員** 笛堂の分の報償費はどうなったんや。ということは、まだ建物は残ってるし、取壊して堆肥施設に建替えるわけやろ。そのときに地元の話がどうなってるのかということとをちょっと聞いとかなと、それはご迷惑をかけるという形の中でずっとこの500万円を払ってきた経緯があると思うんやな。ほな、この笛堂も今燃やさないにしても、建物は立ってる。そこらの交渉がどうなったのかちょっとようわからんので、それも含めて回答を願いたいと思います。

**朝岡委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長** ただいまの報償費の質問でございます。報償費につきましては、本年度は800万円、大字當麻の分だけの予算を計上させていただいております。今ご指摘の大字笛堂の分につきましては、當麻クリーンセンター解体後、新庄クリーンセンターにおきまして24時間の焼却操業に伴う協定を大字といたしました。その結果、平成27年度までで協力費の方は支払いを全部済ませていただいております。ですから、平成28年度の予算にも笛堂での協力費は計上はいたしておりませんので、平成29年度につきましては大字當麻の協力費のみの計上とさせていただいております。今後の分につきましては、これからいろいろとまた協議をされますので、今のところ未定というところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 巽市民生活部長。

**巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長** 市民生活部の巽でございます。

どのように住民の方に説明せえと、非常に私自身も答えとしては困るわけでございますが、まずちょっと合特法のお話をさせていただきたいと思いますが、合特法につきましては、あくまで旧當麻地区のエリアの分に係る補償という形になりますので、今度新しく新庄エリアの方も委託するという形ですが、こちらの方につきましては合特法の対象にはならないということは、まず申し上げたいと思います。

それと、浄化槽の方の手数料が、今度民間委託になれば直接業者が収集するというところで上がるやないかというお話でございますが、これにつきましては先ほども申し上げたように、12月に条例改正させていただいて、その段階で合意いただいていると思います。ただ、確かに住民の方につきましては、先ほど申し上げた例でいきますと、1万円から1万6,000円、7,000円、そのあたりまで上がるということも事実でございます。ただ、本来であれば下水道の供用開始地区としまして下水道につないでいくことに協力いただくというのが、まずもって筋道ではないかなというふうに思いますし、前から議会の中でも、いつまでそうしたらそういう差額補てんしていくんやというようなお話もたしかいただいていたと思います。ですので、どこかの段階でやっぱりこの辺の改正というのが必要であろうと。それが今、この4月1日から新クリーンセンターができたと同時に、また、し尿の方も直営から委託に変えてい

くというこのタイミングで全て同時に行ったという結果がこういう形になってるのかなと思うんですけども、ただ、どのように説明したらいいかと言われてたら、私も非常に答弁として困りますので、この辺でご容赦いただきたいと思います。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 報償費についてはよくわかりました。今後、堆肥化のときにもう一遍相談していくと、こういうことやと理解はできました。

(発言する者あり)

**朝岡委員長** 暫時休憩します。

休 憩 午後3時22分

再 開 午後3時34分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

じゃあ、理事者側の答弁からということで。

巽部長。

**巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長** 市民生活部の巽でございます。

先ほど岡本委員から、笛堂の報償費のお話が出た質問に、増井所長の方から答弁ありまして、それに対する追加説明なんですけども、今まで笛堂地区に対しまして、新庄クリーンセンターで24時間焼却するという事で報償費が発生しておりました。ただ、今回、これから計画している堆肥化施設の分につきましては、報償費を支払うという前提は一切発生しておりませんので、念のために申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。3回目なので。

**岡本委員** 今話を聞いてたら、24時間燃やす、それで一応話をして報償費を払ってたところ、もう今、取壊してしまう。堆肥化施設という名前になってるけども、ネギの処理をするために堆肥化施設をつくるのかという解釈にもなってくる。食残渣も持っていくということになるわけやけども、それとあわせて、さっきちょっと私も条例改正をうっかりしていて、これはもう申しわけないかわからへんけども、この議論をするときに何も當麻、新庄やという話はしないけども、初めに出した合特法の話も出てくる。浄化槽の手数料が1.6倍に上がる。仕方ありませんねん、私が今まで浄化槽の手数料の差額補てんはやめとけと言ったからやという話やけど、条例改正のときに誰もその話が出なかったのか。これが私も情けないというのか。せやけども、もうちょっと議論をしてこの条例改正はすべきやったのと違うかな。そうしか、こんな話が出てきて、合特やし尿のことが問題となって、またこれ、新庄と當麻が分断するような話になってくると違うかなと私は思うわ。こんな意見だけで言いつばなしにせえというのやったら、そのぐらいのことを言っておかんことには、葛城市になってんから、やっぱりある程度以前のことも考えながらやっついていかんと、合特は引っ張ってくるわ、し尿はし尿でまた、旧新庄地区の人に、負担はかかっていくわ、また合併のときの話に戻ってしまうのと違うかなと私は思う。3回目やから、これ、言いつばなしなので、そのぐらい言っておきますわ。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。関連やね。

**川村副委員長** 先ほどの岡本委員の塵芥処理費の報償費についてご質問がありました。私も76ページの4款衛生費、3目し尿処理費の方で8節報償費、これについての、多分これは、し尿中継所の設置に対する報償費だと思うんですけども、これの内容についてお聞かせいただきたいんですけども、平成21年ごろから平成28年ぐらいまでの過去においてのし尿中継施設の設置報償金という分で、その支払い大字とか金額とか、関係大字との同意書とか協定書に書かれてるような内容も含めて、少しお尋ねをいたします。

**朝岡委員長** 増井クリーンセンター所長。

**増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長** クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの川村委員のご質問でございます。し尿のところに組んでおります報償費140万円でございますが、委員ご指摘のとおり、中継基地、中継タンクの設置に伴う協力の報償費ということで予算計上をさせていただいております。皆様もご存じのとおり、し尿の中継タンクの設置というところにつきまして、まずご説明をさせていただきたいと思っております。

昭和56年に今まで大和高田市にありました緑樹園の閉鎖に伴いまして、各市町村において中継タンクを設置してくださいというところで、今回のこの議論になる中継タンクを各市町村が設置し、その中継タンクから当時は海洋投棄を行うという趣旨でありました。それに伴いまして、各市町村で中継タンクを設置していったわけでございます。旧當麻町におきましては、現在設置している南側のグラウンドのところに昭和56年に設置し、昭和56年12月より開始をしておりました。それが昭和62年に現在のところに移設をし、現在に至っておると、改修前までに至っておるという経緯でございます。当時から當麻町におきましては、地元で協力費をお支払いされておったということでお聞きをいたしております。

旧新庄町地域におきましては、当時、区長会等でいろいろと議論を重ねていただきまして、どの場所に設置をするのか等を区長会の懸案事項として各大字等でご検討をいただいたところでございます。その中におきまして、旧新庄町では、新庄地域、忍海地域という中でそれぞれ1カ所ずつの設置を行ったというところでございます。その中、新庄地域におきましては、大字新庄水道課の西側の土地、市の土地でございますが、そちらの方に設置を行った。忍海地区におきましては、当初、西辻地内に設置をし、その後、昭和59年に南新町に移設をし、そして、昭和62年に新村地内に移設を行ったというのが過去の経緯でございます。その間、新庄町におきましては、報償費、協力費は一切支払いをいたしておりません。その後、平成21年に新村区より、また、これは隣の隣接いたします大和高田市の奥田自治会等からの申し出もあり、撤去をご要望されました。その年の平成21年度末に撤去をしたわけでございます。その後、忍海区の方においていろいろと区長会長を初め、協議をされました。その中でなかなか移設場所が決まらず、これは岡本委員もよくご存じだと思います。新村からの移設分を新庄地域に新庄地区のタンクで受けるというところで平成21年にまとまり、また、それと同時に兵家区のご了承もあり、5年以内に新しい統合した中継タンクを設置しようというところで協議をされて、その結果、協定が結ばれたという経緯でございます。

協定を結ばれたときに対しまして、平成21年11月に協定ができております。大字新庄区、

そして、大屋区、そして、兵家区というところで、その当時30万円の年間の協力費を支払うというところで協定書を結ばせていただき、円滑な衛生を保っていくというところで協定を結ばせていただいております。

それと同時に、兵家区とは覚書をもって平成26年3月末までに新しい中継タンクを現在の兵家地内に新設、改修を行うというところでご同意をいただいて、平成26年1月より新しいタンクを使用させていただいております。平成26年1月まで新庄地域で収集していた分も1月末から兵家基地に搬入をいたすようになった経緯でございます。その後、撤去等を行い、現在に至ってはいるところでございますが、平成26年4月から大字協定としてその当時、副市長等、地元区長等とでお話、協議をしていただいた結果、現在の兵家区、そして、竹内区に協力協定を結ばせていただき、協力費をお支払いさせていただいておりますというところでございます。平成26年度、平成27年度、平成28年度と今のところ3年間経過したわけでございますが、これにつきましては期限は設けておりません。後ろは存在する限りというような形の協定になっております。いつまでという、通常では10年間とかというような協定があるのが本意ではございますが、これにつきましては協定の後ろはありません。平成26年4月1日に結ばせていただいて、中継タンクの設置というところでの協定という形にさせていただいております。

現在までの中継タンクのあり方、経緯につきまして以上でございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

**朝岡委員長** 副委員長。

**川村副委員長** ただいま詳しくご説明をいただきまして、平成21年前の昭和の時代からずっとの経緯というのはよくわかりました。過去において大屋と新庄と、そして兵家が一応協力大字ということで30万円ずつの協力金を支払われていたと。その後、平成26年1月に1つになったというような経緯であるというふうに認識いたしますけれども、これ、私も地元竹内の役員さんなりにちょっとご相談を受けまして、その報償費の内訳という部分につきましてのご相談なんですけれども、これは、例えば、大屋の場合は隣接大字だったというような認識をしているのかどうかということも確認させていただきましても、その後というか、竹内の領地と兵家の領地という境界ところに設置され、初めは、竹内は、単なる隣接しているような認識があったと思うんですけれども、その後に今年1月に所管のところ竹内の役員さんたちが、ちょっと竹内の領地もあるのやないかというようなことを面談されて、資料提供いただいたみたいです。それで、その中にきっちりと竹内の領地も入っているということは、隣接ではないというような事実もあわせて、今回この140万円がどのように協力大字として配分されるのかということに公平性とか平等性を持っていただくのが本来ではないのかというようなご相談を受けております。

このことについては、先ほどクリーンセンター設置に係る協力金云々の話もやっぱりあると思うんですけれども、立地大字が當麻である、隣接大字は新クリーンセンターに対しては関係ないというようなことであつたんですけれども、そのかわりといって当時の理事者の方が新クリーンセンターの協力金としては全くそういう形では支払えないけれども、し尿中継施設の

協力金は非常に前向きな形で歩み寄っていただいたようなことで、今回のこのし尿中継所ができて上がったというような経緯でございますけども、竹内区としては、配分等についてはかなり竹内と兵家がくっついてるところに竹内領との領地の違いというのがあるらしいんですけども、その辺について、これから平等性という、30万円、30万円、30万円の考え方がどの程度後々についても影響するのかなという理事者のお考えを聞かせていただければありがたいんですけど。

朝岡委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 ただいまの川村委員のご質問の内訳等のことでございます。私も当時おりませんでしたので、うちの時点で残っておる資料等と、それから前任者等に聞いたところでのご説明をさせていただきたいと思っております。

大字新庄、大屋の30万円ずつにつきましては、先ほども申しましたように、旧新庄町におきましては一切協力費等は支払っておらなかったというのが、これは大字笛堂も含めて全てでございます。その中でし尿の中継タンクがやはり老朽化してきて何とかしてほしい、もううちでは受け入れられないというようないろいろな地域からの要望もあり、区長会等で協議をしていただいた中で兵家地区のご同意もいただいて、そちらに統合した形で今後5年以内に持っていくという約束の中で、兵家の金額も見直した中でお支払いをしていくというような経緯があったように思います。大字新庄地域に、土地は確かに新庄の領地内でございます。しかしながら、車の出入り、また、中継タンクの目の前が大屋の集落の民家が立ち並ぶ位置にあるわけです。新庄の土地にあるわけですが、水道局があつて屋敷山公園があつて、その北側に屋敷町という住民さんもおられるわけですが、そこにおられる以上に大字大屋区が丸々そのタンクが見える位置、またにおいが直接行く、また10トン車等の出入りもする、直接的に影響を及ぼすのは新庄よりも大字大屋ではないのかというような話があった中で、当然、新庄の区長様も大屋の区長を呼んだ中でのこの協定が結ばれたと。平成21年当時そういうふう聞いております。と同時に、平成21年のそのいろんな協議が成った後、当時の副市長等が出向きまして兵家の区長ともども、竹内の区長、また、改良区の方にもお話をされているようです。その中で兵家区の受け入れがあり、竹内区についても同意をしてほしいというような中で協議をされておるといふことの文書が残っておりますが、その内容については詳しくわかりませんが、そこで竹内区にも一応平成21年にこちらに新庄の分もいづれ入ってくるから、こちらに統合した中継地を整備するということで同意の話し合いが持たれているようでございます。

その後、報償費、現在の100万円と40万円の差はどういう形でついたのか、これは私らはわかりません。実際のところ、当時、理事者と区長さん等との中で決められた金額でございます。聞いた金額をもって私らは文書を作成したというのがございます。実際に立地、隣接、近いはあるかもわかりません。しかしながら、大半の面積、逆に言えば立地という条件の中で面積割合を出せば、—————（削除）—————残りのあそこの中継タンクの面積の大部分は兵家区域内にあるわけで、竹内の領地に係る部分というのは、一番川沿いの端っこやと。もともとの地籍図からあそこは、竹内の集落排水をされるときに川が

えがされて、土地の形状が今の形に変わったと聞いております。その以前の地目、地番からいけばもうちょっとあるのかどうかわかりませんが、今、横の緑地公園となっておる部分には竹内領はたくさんあるわけで、もうちょっと面積があるのかわかりませんが、――  
―― (削 除) ―――ほとんどが兵家区の領地内になるというようなことで、面積割合をすればもっと配分が変わるのかどうか、私らもその辺はちょっと計算しにくいところでもございます。これは当時の理事者と区長さん等でお話をされた中での決まり事として私らは聞き及んでおるところでございますので、その詳細についてはわからないというところで、ご答弁の方はご勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** 川村副委員長。

**川村副委員長** ちょっと私が聞いてたような話の内容とは少し違いがあるのかなというふうに思いますけれども、今言われた面積割合のことで、そういう協定書の基準を決められてるのか、それとも隣地だけではなかったですね。1月18日に所管のところで調べたときの資料というのが立地であるということ―― (削 除) ―――新たに面積割合でやるのかというような話をこれからされるのかということとを当時、もう今は理事者が変わられましたので、一度竹内区の方もいろいろとそのあたりについて、竹内の住民がちょうどその前に家があるんですよ。だから、兵家の民家はそこにはないわけなので、だから、そのあたりの多分苦情もあったのかなというふうに私はちょっと、それはわかりませんが、されど、もうちょっと竹内区と協議していただくような方向で検討していただきたいというふうに思っております。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 過去の経緯につきましてはいろいろと説明がありましたので、ちょっと私もこの件につきましては、ずっと議員をさせていただいてましたのでわかっておりますので、旧當麻町の方で集落排水事業がありまして、そのときにつくった施設が実はあの場所でもございました。その当時、竹内とイトーピアの、両方の集落排水はそこに持ってきてたわけなんですけども、その当時からは兵家区であるという認識のもとに、兵家に対してのみ補償が発生してた。竹内地区については、それを要求されなかつたという経緯がございます。その要求されなかつた理由はいろいろとあるんですけども、それはちょっと差し控えたいと思います。それで、合併いたしまして各地区に中継基地がございまして、新庄町の方は各大字をずっと回る形にされてましたので、補償金が発生しないようなやり方をされてたようでもございますけども、なかなか何年かごとにその場所を変えるということは非常に難しいという状況のもとで、複数年度、新村を初め、大字に迷惑をかけてたという中ではございましたけども、深いご理解の上に報償金は発生してなかったように理解しております。それがある種集約されるようになりまして、新庄地区に2カ所、それと、當麻地区に1カ所と3カ所に集約されるに当たりまして、報償金というやり方が旧新庄町のエリアも含めた中で発生したというふうに理解しております。その中で新庄と大屋という隣接した中での話でございました。

そのときの兵家の中継基地につきましては、その当時私は議員でしたので、やはり大屋が

隣接でもらわれるんです。それなら当然竹内も要求する権利がありますよというお話をして、その当時の理事者の方と話がつきまして、その中継基地が完成したときにそれを支払いますというお約束をいただいた経緯でございます。その金額が私の方はそういうことは全く申し上げておりませんので、大字区と相談された上の結論やと思います。

今、川村委員がおっしゃいました、地図において竹内区であるというお話は、旧タンクのあるエリアについては以前は発生してたのかどうか、ちょっと私も記憶の中ではございませんが、なかったような、あったような微妙なところやったと思うんです。それで、ただ、地権者の方が兵家の方やったように理解しております。竹内の地権者ではなかったということがその辺の理解の仕方をちょっと確認ができなかったところかなと思います。

今現在のエリアにつきましては、公有部分がかなり竹内の部分がございます。それと、若干タンクの入ってる部分もかかっているようには理解しております。ただ、原課が申しあげましたように、施設の面積といたしましては、今、これ、兵家で100万円、たしか竹内で40万円やと理解しておるんですけども、その割合よりはかなり低いような認識でございます。高度なご理解をクリーンセンターとひっかけていろいろ話をされたようでございますが、実際には平成21年度で話はそういう話になっておりました。確かにそれが多いか少ないとかいろんな議論はあるとは思いますが、原課の方からまた説明に寄せていただきたいなと思います。それが妥当なのかどうかというのは、またお話しさせていただいた上での判断かと思えます。今現状といたしましては、私が認識しております現状は以上でございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 時間も押してまいりました。1件だけ補正予算の審査とかかわってお伺いしておきたいというふうに思います。

60ページのちょっと戻りますけれども、3目保育所費の賃金であります。保育士賃金については岡本委員の方から詳しく質疑され、ご説明がありました。私は、看護師賃金229万円、この賃金についてお伺いしておきたいと思います。さきの補正予算の審査の中で看護師賃金が減額をされました。

それで、ちょっとお伺いしておきたいんですけれども、ちょっといろいろ調べてみますと、看護師そのものを配置することは法定はされていないみたいでありますけれども、理事の答弁では乳幼児でしたでしょうか、9名以上であればやっぱり1名を配置しなければならない、こういうふうに言われていましたし、また、当然、ゼロ歳児、乳幼児の保育の要望が昨今では多いわけで、そんな中で厚労省でしょうか、児童福祉施設最低基準の「従うべき基準」として、乳幼児10人以上を入所させる乳児院の、これは乳児院ということなんでしょうけど、中に看護師の配置が明記されている。これらがこの保育所の中で看護師そのものの配置が行われ、理事の答弁のように9人以上になれば、看護師が配置をされると、こういうことになってきているのではないかというふうに思うわけでありますけれども、実際、乳幼児の保育を、とりわけゼロ歳児保育をされているところで、それぞれの私立の保育所において看護師がどの程度配置をされているのか。そして、今後、基本的な考え方として、看護師の配

置を当然、子どもたちの健康維持や急病や傷病時の手当て、あるいは感染症の流行を未然に抑える、そういうことから看護師の役割は大きいというふうに思いますので、そういう配置をしていくという方向で取り組まれているのかどうか、この点をちょっと確認しておきたい、こういうふうに思うんです。

**朝岡委員長** 岡理事。

**岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございますが、県の方にも基準につきましてご相談させていただきましたら、1年間に9人以上ではなくて、その月に対して9人以上を、ゼロ歳児に關しましては、例えば20人いたとしても、その1年間の間にもう1歳になる子どもさんもおられます。4月1日現在のゼロ歳児という基準でそのクラスを設けておりますので、4月1日時点でその年度はゼロ歳児で入所されましても、その年度中に1歳を迎えられる方もおられますので、それもどうかということで確認をさせていただきましたら、その月々で見っていくので9人以上がいたらということで聞いておりますので、今のところは支障はないということで、この間の委員会ではお答えさせていただいたんですけども、ただ、看護師というのが配置できていたら、いろんな子どもが病気をしたときとか、緊急のときの対応とかも保育士だけでは対応できない部分も出てきますので、やはり専門職を1名は配置はしていきたいと考えておまして、今も募集はさせていただいておるということでご理解いただきたいと思っております。私立においては、9人以上となっている保育園はございません。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 補正予算において、看護師の当初予算において同様の220万円余りの予算が計上されていたわけでありましてけれども、実際に途中でやめられたかどうかわかりませんが、170万円余りが減額をされるということで結局欠員になっていると、こういう状況であります。しかし、理事のお答えは、今のように年間を通じて9人延べであったということではなくて、その月々に9人あった場合に厚労省の、これは法定されているのかちょっとよくわかりませんが、9人以上あればやっぱり看護師を配置することが求められるということだというふうに思うんですけれども、民間の保育所も今はどこもゼロ歳児保育をやっていると思うんですけれども、人数のそういう基本的な考え方に基づいて配置されていないということでもありますけれども、昨今はやはり認可、不認可含めての保育所でのいろんな事故がふえているということもあって、看護師の配置がやはり進んできているという状況にあります。

当然、私は、確かにアルバイトという形での看護師の雇用になるわけで、非常にそういう人材を探していくのは大変だというふうには思うんですけれども、ぜひ、やはり看護師をきちんと確保し配置をしていく。そして、ゼロ歳児保育をちゃんと充実をしていく、そういうことでやっぱり取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。残念ながら、ただいまは欠員になっていると、こういう状況、これをまず新年度において解消していただきたいということを強く求めておきたいし、やはり民間の保育所に対しても看護師の配置を進めていただきたい。このことを述べて終わっていききたい。ありがとうございました。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 先ほど報償費の話が出たと思うんだけど、中継槽で増井所長の方から説明があったというように思います。私の記憶とちょっと若干違っていると思うんですけども、兵家に100万円払うようになったのは、もともとは新庄に2カ所中継槽があった。確かに市長が変わって、いろんなやりとりの中でそれやったら新庄の2カ所を撤去してほしいという話になった。その当時、兵家に40万円支払っていた。せやから、新庄地区については30万円ずつ払っていたので、その分を兵家に支払うことになった。私の新村は、もらうわけにはいかん、もうお金は結構ですと、払う基礎が違うと、そういうことをするものと違うということやってきたと、こういう経緯があります。今、増井所長が、面積が出るのはちょっとどういうこと言われたのかわらんけども、面積でいったら到底100万円や40万円で計算できるものではない。だから、そういうような形で竹内は40万円支払っているというふうに思います。

旧新庄については、いわゆる迷惑料、そんなことは一切どこの大字も要求してないということで今までやってきた、こういう経緯があつて来てるということなんです。それをとやかく言ってるのと違って、やっぱりこの報償費、先ほど言うのを忘れたけども、し尿の中継槽とか、いわゆる迷惑料を出す予算の節がないということも事実やと思います。しかし、税金からこの報償費でこういうことをしていくということは、恐らく総務省の方から指導があったと思う。名前を出して言いますが田原本町、これが指摘を受けて問題になった。ですから、この報償費、迷惑料が本当にこれに該当するのかどうか、これは今後検討していかないと。旧當麻町の場合、当初は500万円なら500万円相当分のいろんな環境整備をやっていきますよというのがスタートであったというふうに聞いております。合併10年前ぐらいから大字當麻の方に500万円払われたと、こういう経緯やったと思います。だから、やっぱり迷惑料を払ったらあかんと言うのではないが、どうしても迷惑料を支払わなければならないのであれば、今言ったように例えば年間決めて、500万円なら500万円と決めて、それなりの環境整備の工事をするとか、そういうような形に持っていくようにされたらどうかと。もう答えは結構ですので、私の意見だけやけど、そういうふうにしなないといずれひっかかる時期が来るといふことだけは指摘しておきたいと思います。

**朝岡委員長** 答弁はよろしいか。

**岡本委員** 結構です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですので、これをもって3款及び4款の質疑を終結いたします。

5款、6款の入れかえがありますかね。暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時12分

再 開 午後4時20分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、次に、5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

それでは、5款の農林商工費からご説明申し上げます。事項別明細につきましては77ページの方をご覧いただきたいと思います。1項1目農業委員会費でございます。484万円の計上で、農業委員会に要する経費でございます。

次に、2目農業総務費でございます。5,941万3,000円の計上で、職員6人の人件費を初め、農業総務に要する経費でございます。

78ページにかわりまして、3目農業振興費でございます。4,869万6,000円の計上で、農業に関係する各種団体等への補助金などが主な経費でございます。

次に、4目経営所得安定対策事業費でございます。1,141万4,000円の計上で、生産調整推進助成金などが主な経費でございます。

80ページに移りまして、5目畜産業費でございます。65万円の計上でございます。

次に、6目農地費でございます。5,583万8,000円の計上で、職員3人の人件費と工事請負費では水路改修やため池改修などに係る経費の計上でございます。

次の7目休養センター管理費でございます。375万2,000円の計上で、休養センターの管理に要する経費でございます。

続いて82ページをお願いいたします。8目地籍調査費でございます。53万円の計上となっております。

次に、9目有線放送維持管理費でございます。540万8,000円の計上で、有線放送の維持管理に要する経費でございます。

続く10目団体営土地改良事業費では9,142万2,000円の計上で、職員1人の人件費と、委託料では農村地域防災・減災事業としてため池の耐震改修調査や、工事請負費では農地有効活用促進事業及び土地改良施設維持管理適正化事業として改修等に要する経費となっておりますのでございます。

次に、84ページをお願いいたします。2項1目林業振興費でございます。1,189万5,000円の計上で、主な経費といたしまして森林環境税事業委託料などがその主なものでございます。

続いて、3項1目商工振興費でございます。4,481万2,000円の計上で、職員4人の人件費と商工振興に要する経費で、商工関係団体への補助金などが主な経費でございます。

次に、2目観光費でございます。2,988万4,000円の計上で、職員2人の人件費と観光事業に関係する団体等への補助金などが主な経費でございます。

86ページに移りまして、3目相撲館費でございます。1,625万9,000円の計上で、職員1人の人件費と相撲館の運営に要する経費でございます。

次に、6款土木費でございます。1項1目土木総務費につきましては6,971万5,000円の計上で、職員8人の人件費と土木事務に要する経費でございます。

88ページをお開き願いたいと思います。2項1目道路橋りょう維持費でございます。1,918万円の計上で、主なものといたしまして、大字地内におけます排水路や路肩補修等に要する経費でございます。

続く2目道路新設改良費でございます。1億4,949万5,000円の計上で、市内におけます道

路改良や舗装改良工事などが主な経費でございます。

次の3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。2億5,816万7,000円の計上で、職員4人の人件費と尺土駅前周辺整備に要する経費でございます。

90ページに移りまして、4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。1億7,538万6,000円の計上で、職員4人の人件費と国鉄・坊城線の整備に要する経費でございます。

次の5目社会資本道路改良交付金事業費でございます。1億2,202万円の計上で、国の交付金を活用した道路改良工事等に要する経費でございます。

続く6目地域連携推進事業費でございます。2,100万円の計上で、橋りょうの長寿命化に係る点検業務委託等の経費でございます。

92ページに移りまして、3項1目河川総務費でございます。37万3,000円の計上となっております。

次の4項1目都市計画総務費でございます。5,999万5,000円の計上で、職員7人の人件費と都市計画の一般業務に要する経費となっております。

続く2目公共下水道費でございます。7億6,960万7,000円の計上で、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、3目公園管理費でございます。8,898万3,000円の計上で、市内公園の維持管理に要する経費でございます。

94ページにかわりまして、4目吸収源対策公園緑地事業費でございます。3,501万2,000円の計上で、職員2人の人件費と地球温暖化対策としての公園の緑化に伴います維持管理等に要する経費でございます。

次に、5目街路事業費でございます。251万3,000円の計上でございます。

次に、5項1目住宅管理費でございます。312万7,000円の計上で、市営住宅の維持管理等に要する経費でございます。

以上で5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願いました部分に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** 80ページ、経営所得安定対策事業のこの中の報償費、これは転作の関係やと思うわけやけど、ここで農業経営化推進委員、いわゆる俗に言う支部長の報酬が入ってると思うんやけど、この報酬以外に転作の確認業務、これ、支部長1人1万円で予算計上されているわけやけど、それ以外に報酬が計上されている分があるやろうと思います。何でそれが必要になるのかということを教えてもらいたい。

それから、次に、85ページから86ページ、観光費、この中の8目報償費、観光アドバイザー会議委員報酬費と、こうあるわけやけど、この観光アドバイザー事業というのか、観光アドバイザーを今後も続けていくのかどうかということです。

それから、次の86ページの負担金補助及び交付金、この中で観光協会補助金420万円、昨

年より200万円ほど減額されている。だから理由があったと思うわけやけど、これの内容。

それから、ボランティアガイドの会の補助金77万円、急にぼーんと上がってる、この内容。

それから、観光振興補助金、この分についても金額が上がっておるということで、それぞれ内容を教えてもらいたいと思います。

**朝岡委員長** 芝農林課長。

**芝農林課長** 農林課の芝と申します。よろしく願いいたします。

ただいまの質問ですけども、農業振興事業報償費についてですけども、農業経営化推進委員手当といたしまして、5,000円の44人の12か月で264万円となっております。

次に、経営所得安定対策制度確認手当という項でございます、所得補償制度確認手当といたしまして、44カ大字の44人分1万円44万円、それに手伝いといたしまして、各44地区3人に対しまして5,000円になります。合計が66万円となります。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。よろしく願いいたします。

今、岡本委員ご質問の観光アドバイザー会議の今後につきましてでございますが、こちらにつきましては今、市長と委員長との間で話をさせていただいておるところであります、アドバイザー会議につきましては、平成27年度は3回、平成28年度は2回と開催しております。委員さんにつきましては、忙しい方も多く出席率も余りよくないという状況でございます、溝畑委員長とも話をしておるところでございますが、委員さんの選定等を含め、市長とじっくり話をして次の開催を行っていきたいと考えられておられるところでございます。以上のようなところから、平成29年度につきましては1回分開催の予算をお願いしているところでございます。

続きまして、観光協会の補助金でございます。こちらの補助金につきましては200万円下がっておりますが、これは、平成28年度は「かぞくわり」という映画が葛城市内であちこちで撮影もされております。この部分に対する負担金がございます、それがなくなったという形の200万円の減というところになっております。

その内訳につきましては、120万円が観光協会本体への補助金、300万円が花火大会の補助金という形になっております。

続きまして、観光ボランティアガイドの会の補助金が67万円増額になってきております。こちらにつきましてはでございますが、現在、無人で観光パンフレット等の配架、市内の観光拠点の掲示板及び木育コーナーを設置しております道の駅かつらぎのインフォメーションコーナーを活用するために、平成29年度より土日祝日につきまして観光ボランティアガイドの会にお願いし、観光客に対する市内の観光地、名所などの案内、PRや、また実際の観光ガイドなどをお願いする窓口を設置したいと考えております。また同時にアンケート調査などにも協力していただきながら観光客のニーズを把握し、道の駅を拠点とした新たなウォークルートやジョギングルート、サイクリングルートなどの作成に向けてご協力をお願いしたいと考えております。土日祝日につきましては年間115日ございまして、かなりの業務負担を

お願いすることになり、また、保険等の加入も必要になるために補助金の増額をするものでございます。

続きまして、観光振興補助金でございます。こちらにつきましては、蓮花ちゃん等を使用しました、市、県外へのPR活動費といたしまして120万円、竹内街道活性化事業といたしまして30万円、けはやまつり事業に80万円を予定しております。このけはやまつり事業に対する部分が増額になっておる部分でございます。けはやまつりにつきましては平成28年度も行ってありますが、これにつきましては地方創生交付金事業として行ってありますので、今回こちらに計上させていただいて、80万円ふえたという形になっております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 芝課長の方から報告をいただきました。前々からちょっとこれが問題になってるわけやけど、転作に実際回っている大字で、支部長が1人。今は、農業経営化推進委員と言うねんな。その人が皆各大字におるわけやから、その人らが集って転作確認に回ってるはずやと思う。例えば、新村であつたら1人やから新町と共同で回ってる。そこへプラス1カ大字3人、1人5,000円、この理由はわかってるのでいろいろ言ったらあかんけど、これは前々から言ってるように一遍に廃止せえとは言わんけども、旧新庄地区の委員さんは、1人で皆回ってるはずやと思うので、手伝いされている分の報償費は、やっぱり廃止の方向に持っていかしてもらいたいと思います。

それから、岸本課長から言われたように、観光アドバイザー、私も去年参加させてもらったけども、余りメンバーが、観光部長とか、それから毎日放送の顧問とか、それからNHKの何とかいう女の人、隣の大字の出身の人とか、こんなえらい人ばかり7人がいると思うわけやけど、ほんまにこれ、全員がそろろうのか。よく集まっても半分そろったらいい方やろうと思う。誰が委員長と調整してるのかわからへんけども、来てもらったら旅費もかかるやろうし、これ、本当に観光アドバイザーという形で、どれだけのメリットがあつたか。ほとんど成果はないと私は思ってる。せやから、今協議中という話もされたわけやけど、もっとほかのことでPRするとか、そういうふうを考えられた方がいいのと違うのかなというふうに思います。

それから、観光協会の補助金は通常の観光協会と花火の補助金に戻ったということやな。

それから、観光ボランティアが、立派な道の駅ができた。そこで葛城市内の観光案内をしていく、こういうことでふえたということやな。

それから、観光振興補助、これも県外へのPRということで観光協会という形にこれを出してるわけやけど、金額的に言ったら240万円の金が観光協会に行ってるようになるわけやんな。今言ってる観光協会の補助金とこれを足したら。それで、蓮花ちゃんがどんどん行ってPRやってるけども、本当に葛城市で蓮花ちゃんをつくって方々へ行って、どれだけの観光PRができたのかなというふうに思います。その話と、ここで言っているかわかりませんが、今、1つの団体の方が、自分たちで葛城市をPRしたい。どういうことをするかという、今はやりのネットを活用して、そこへも投稿していきたい。特に葛城市になって

新庄地区の観光案内が非常に少ない。私は言われたとおりにしゃべっています。観光と言ったら當麻寺と言われる。新庄地区にも笛吹神社とかいろんなことがある。そういうようなことをPRしていきたい。何も當麻があかん、新庄がどうや、そんなことはないわけやから、この山麓地域にそういうようないろんな史跡がある。それを行政は行政で観光をPRしていったらいい。自分たちのグループでそれをやっていきたいけども、金がないので、いささかでも市の方で助成を願えんやろうかなと、そういう相談です。私の横におられる吉村議員さんが相談を受けましたが、私がかわって言っています。例えば、そういう市民グループから、そんな活動をしたいと相談を受けたら、出す、出さんは別として、相談に乗ってもらえるかということだけちょっとお聞きしたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 今おっしゃってる農業振興事業報償費につきましては、今度農業委員会の改編がありますので、それも含めた中でちょっと考えさせてもらいたい。と申しますのは、その構成の中で農業委員会の下部の組織がありますので、それともちょっとかかわってくる問題もありますので、考えていきたいと思えます。

それと、観光アドバイザー会議、今回1回分を実は入れさせていただいております。この事業につきましては、今年に入りまして1回開かせていただきました。その理由といたしましては、果たしてどういう会かわからなくて、どういう整理の仕方をしたらいいのかわかりませんでしたので、まず開かせていただいて、白紙の状態、実は次年度はどうするかということを決めるために召集させていただきました。そういうことは伝えなかったんですけども、非常に出席率がよろしゅうございました。先ほどおっしゃったNHKのシェリー山口さんも来ておられたように思います。それで、いろいろご意見を頂戴しました。非常に活発なご意見をいただいたので驚いたところです。委員おっしゃるように、同じことをおっしゃいました。成果は上がってないですよということのみずからおっしゃいました。その委員会の中で、会議の中でいろんな意見を申し上げたんですけども、なかなか反映されていないのではないかとこの厳しいご意見をいただいたところでございます。その姿を見まして、年1回ですけども、私は実際に目に見える形で、当然、税金を使うわけですから、その税金以上の効果が出るような形で、ご意見をいただいて、それを現実に葛城市の観光行政そのものに反映できるような形を考えていきたいなという思いでございます。そのための年1回の会議を計上させていただいたところでございます。

それと、観光ボランティアガイドの会の補助金が上がっているというのは、道の駅とはちょっと誤解を招きますのであれですけども、道の駅の右側の空間、ちょうど木でつくった卵型の「ヒノキ玉」というようなのが置いてあったり、そのスペースの話でございます。あれは道の駅ということではなくて、観光をいかにPRするかという部屋でございます。その部屋につきましては、先日も吉野町と木育の協定を結ばせていただいたところでございます。ただ、無人でありますと、特に土曜日、日曜日、子どもたちが入りますので、その管理の仕方にはやはりお金がかかるのかなという思いでございましたけども、できるだけボランティアの形でお願いできないかということで観光ボランティアの方々にお願いをさせていただき

ました。かなり悩まれたみたいですが、土曜日、日曜日、その場所に詰めて観光のアドバイスをしていただけたという形で決着したところでございます。あくまでボランティアという形でしていただけてますので、その分の経費というわけではございませんが、全体を見た中で補助額を上げさせていただいたところでございます。あの部屋のスペースにつきましては、今後いろんな形で県下の市町村と協定を結んでいって、ある意味、葛城市は大阪からの窓口であると認識も持ちながら、葛城市にかかわらず全体の奈良県の観光に寄与していきたいなど。当然のことながら、県にもまたいろんなことをお願いしに上がるつもりでございます。

それと、委員のご指摘がございました葛城市の史跡といいますか、財産、遺産はかなり広範囲にございます。それで、今回予算の方に計上しておりませんが、公約でもございます葛城市全体を考えた観光のあり方、その中で周遊道路の整備を模索するよというのを今年度1年かけて原課の方にはお願いしてございます。おっしゃいますように、山麓地域には渡来の方々々の遺跡等、笛吹神社を中心はずっと続いております。棚機神社もそうでございます。旧當麻町、新庄町かかわらず、かなりの遺跡がございます。また、平地の方には城下町の町並みであったりとか、村井邸であるとか、さまざまそのエリア、エリアに発掘すべきといひますか、PRすべき観光資源というのがございます。そういうようなものを全体を含めて今後ともPRしていきたいと思っております。決してその一部の地域だけを指して葛城市、一部の地域だけを指しますと一時そこだけ行って帰ってしまうというような、そういうふうな観光のあり方ではなくて、滞在型といひますか、ある一定の時間を葛城市の中で、遊歩道整備、サイクリングの整備をする中で1日過ごしていただいて、それが実際にお金の投下をしていただきます、本来は観光業やと思うんです。来ていただいて帰っていただくだけでは何もございませんので、来ていただいてそこで経済的に発展していくシステムとのワンセットでの観光資源の開発をしていきたいなという思いでございます。

次に市民グループの活動補助については、たしか企画部の方で3カ年の補助事業を実施しております。年間30万円の3カ年の事業がございしますので、それにまた応募していただきましたら、それはいろんな選定基準があるんですけども、今のお話でしたら、その選定基準に入るのではないかという思いもございしますので、そちらの方でまず考えていただけたらなと思ひます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 転作の報償費については検討してもらいたいということで、それで結構やと思ひます。観光関係は市長の方から幅広く説明していただきました。いわゆる山麓地域、遺跡があるので、新市建設計画の散策道の整備ということに載ってあるけども手をつけてないということやから、その辺も言われたように周遊道路といひのか、そういうようなことも考えていただいて、PRしていただけたら一番ありがたいなというように思ひます。ありがとうございました。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございせんか。

白石委員。

白石委員 引き続き、質疑を行ってまいります。農林商工費の79ページ、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の新規農業者確保事業補助金300万円が計上されております。平成28年度の当初予算では450万円であったというふうに思います。葛城市にかかわらず、日本は農業において後継者が非常に不足をして、地域の農業の継承が大変困難な状況の中で、期待される1つの施策として新規就農者に対する援助をしていこうと、こういう事業でありますけれども、この間の事業の取り組み、そして、その成果、新年度のこの事業の予定の内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、観光協会のことについて関連をして、若干市長にお伺いをしておきたい、このように思います。この3月定例会が終われば、春場所というか大阪場所が開催をされるということになるわけでありまして、去年は市長のご意思によって、白鵬関に対する懸賞金が出されたわけでありまして。私は、やはりきちっと議会、あるいは委員会において議論した上でという話をいたしましたけれども、いやいや、それはそうではなくて、観光協会が観光協会の財源で行うのだというふうなことでありました。そういうことで、私は、観光協会の予算、決算、あるいはその事業の報告書等について開示請求をしたわけでありましてけれども、市長がいろいろな場所で明言されることは、観光協会の会長ではなくて、市長の言葉として、これはマスコミや市民の皆さんに伝わっていくことは、これはもう当然のことだと思います。それが、懸賞金のこの明言がある集まりの中で発表された。しかし、その財源はどこにあるんだというような話になってきたわけでありまして、だから、やはり、当然、市長として市を代表する方として、ご発言はきちっと自覚を持ってしていただきたいし、また、観光協会の会長として、やはりその予算、決算、事業報告については、これはきちっと開示請求をするまでもなく我々に情報を提供していただきたい、こういうふうに思うんです。それは1つご要望として上げておきますけれども、今年はどうのようにされるおつもりかお聞きをしておきたい、このように思います。

90ページの4目国鉄・坊城線整備事業費についてであります。この間、補正予算において2億円を追加してJR大和新庄駅北側の架道橋の工事がやっとならぬのではないか。きょうも電線の移動のための工事をやられておりました。これはこれとして非常に新市建設計画そのものがやっとならぬことになってきたということでありましてけれども、地域住民の方、柿本、北花内、笛堂の方々は、一体この間どうなっていたんだというふうなことで、私は地元の議員としていつもお叱りを受けてきたわけでありまして。

架道橋がこうやってやっとならぬようにやられるようになってきた。しかし、国鉄・坊城線は、用地買収に協力してくれた方々がたくさんいるわけです。しかし、その道路そのものが非常にどういふんですか、道路管理者として、それは確かに国鉄・坊城線という事業をやられるわけで、2度、3度手を入れて、費用をかけて整備するというのは、これまた市民の皆さんのご批判を受けなくてはならないということがありますが、私は、まず第一には、笛堂地域の道路、東を向いている道路、葛城川の方に向いている道路、その道路整備もやはりあわせてやっていくべきだというふうに思います。そして、原課の方にも舗装の補修等々いろいろお願いをいたしましたけれども、実際に、これは確かにこの間、下水道工事をやって埋めたその

後にまた工事をしているというふうなことでご批判を受けますので、それはそれとしてわかるんですけども、全く、車はいいと思います。しかし、バイクや自転車、歩行者が本当に道路を使おうと思ったら、それこそ大変なんです。歩行者が雨のときにあそこの道路を通ろうものなら、車のしぶきというか、それこそ水をかぶるといような状況にありますし、バイクだって、それは水たまりにそこへ突っ込んでいくわけですから、私は、これは道路管理者としてこのままの状況で国鉄・坊城線を放置しておくのかといたら、これは問題だというふうに思います。ですから、1つは、同時に東を向いて用地買収が済んでいるところ、協力してくれたところについては、やはり完成までやっていただきたい。そして、それがもし財源の問題でできないというのであれば、やっぱり過渡的な対策としてやはりでこぼこを何とか直していただきたいというふうに思います。これは、協力者の方々の声です。

実際に具体的に言いますと、こんな個人名を出して悪いですけども、飯田さんの娘さんの家がちょうど笛堂の北側のところにあるんです。あそこからずっと東に、あの部分、生野さんの土場というか、もっと先までは用地買収が終わっているのではないかと、こういうふうに思うんです。そこはやっぱりきちとまず手をつけていただきたいということと、それよりも東も本当に路肩が崩れてきてるんです。もう路肩がない。アスファルトの厚い部分がはみ出ていると、そこから落ちてしまう、そういう状況になっているわけで、やはり何らかの対策をとっていただきたいというのが笛堂の方々の希望です。笛堂の方々は、皆さん国道へ出ていくというよりも、どちらかといえば葛城川の方へ出向いて行って、高田の方へ行くとか、あるいは、どういうんですか、笛堂から国道へ出ないで、北へ向いてJR線に沿って出ていくというのが多いんです。それが本当に笛堂の人たちのご希望であるし、土地を協力していただいた人も、どうしてこんなにおくれているんだというふうなことでありますので、これは予算のあることですから、ぜひ、この点をご留意いただいて、取り組んでいただきたいと思うわけですが、この点、原課の方ではどのようにご認識をされていて、どのように対応をされるおつもりか、この予算は予算としてご説明いただければいいと思うんですけども、今提起したことについてどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

**朝岡委員長** 芝課長。

**芝農林課長** 農林課の芝と申します。よろしく申し上げます。

新規就農者確保事業補助金300万円でございますけども、就農初期の段階の青年就農者、これは45歳までということでございますが、経営開始型の青年就農給付金を給付することによりまして、就農意欲の喚起と就農の定着を図るのを目的としまして、年間150万円を最長5年間給付するという事業でございます。平成28年度におきましては450万円、3人分の予算を確保しておったわけでございますけども、3月補正のときに300万円、2人分の減額の補正をさせていただきました。今確定しておりますのは、1人の方が支給の対象になっております。ただし、いろいろと給付を希望される方の問い合わせも何件かはございます。今確定しているのが1人ということでございまして、今回は300万円ということで計上させていただいております。また、市としましても就農塾も開講しておりますので、できるだけ新しく農業を営みたいという方に対しては援助をしていくつもりでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 河合建設課長。

**河合建設課長** それでは、白石委員にお答えさせていただきます。

まず、架道橋についてなんですけれども、平成27年度に用地を提供していただきまして、平成28年度3月中旬から工事着工の運びになってございます。それから、架道橋より東ということで、平成28年度について神田川から吉川石材というあそこまでの道路の舗装工事、道路の形態をつくっていく工事の発注をしております、それがちょっと時期的におくれましたので繰越しという形になるんですけれども、もう間もなく着手という形になってございます。

危険の懸念があるところについては、それはできる限り安全確保できるように努めてまいりたいと思います。工事費につきましても幾ばくかございますので、対応できることについては、その工事費で対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** 観光協会。

阿古市長。

**阿古市長** 観光協会の方でございます。私、市長に就任いたしまして、実はまだ観光協会の会長ではございません。もうその手続を総会の月まで伸ばしております、今、代理者という形で副会長の方が観光協会の方を見ていただいております。その中で、委員ご指摘の内容等を1年間かけてまず精査させてもらいたいという思いで、次回の総会の内容にもよりますけれども、会長職を1年受けるつもりではおります。やはり税金の使い道ですので、当然、観光協会の方には市の税金が入っておりますので、その税金の使い道について確かなものかどうかという確認もふくめまして、予算、決算の精査をさせていただきたいなと思っております。やはり観光協会の方は、私は最終的に民間の方にお任せしたいなと思っておるんです。多分1年でその作業に入れると思うんですけども、福祉協議会の方よりか若干早く観光協会の方が整理できると思っておりますので、その辺の確認作業を1年間かけてして、一定の方向性を示した上で会長職は退きたいという思いでおります。

それと、懸賞金の話なんですけれども、確かに観光協会から出てるんやろうと思うんですけども、旗といいますか、懸賞旗の作成費と、それと実際の懸賞金の分が出てると思うんですけども、その辺の確認もさせていただいた上で、今回、微妙なところなんです。観光協会といえども地方自治体の税金からその懸賞という形で出すのが果たしていいのか悪いのかという議論がなされないまま観光協会の方でされたように思いますので、相撲協会の方からはそういうふうな要望があったというような委員会での報告があったようには聞いておりますけれども、その辺も含めて税金の使い道としてどうであるのかという判断をまたさせていただけたらなと思います。その辺のご報告もまた何月かの委員会の席でさせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 新規就農者に対する支援ということで、よく明日香村の例を聞くわけですが、やっぱりこれは行政だけではなかなか成功しないわけです。就農塾という塾があるとお聞きしました。まさにそういう就農塾、あるいは本当に中心になってくれる人がいて、それなりに手をかけてしないと、これは新規の就農者はなかなか定着できないです。そういう意味では、明日香村の例では、本当にきめ細かく地域の力も借りて就農、そして、営農という形で定着できるように頑張っておられます。そういう先進というべきかどうかわかりませんが、ぜひこの事業を成功させていただきたい。1人でも2人でも定着をし、よい前例をつくっていただいて、若い人たちが本当に農業に打ち込んでもらって、葛城市の農業の一翼を担ってくれるというような、そういう状況をつくり出させていただきたいというふうに思うんです。この事業は最大5年間ということですね。その間は一応、職務保障みたいな形で年間150万円ですか、あるわけですが、そういう条件の中でやっぱり集中して本当にやらないと、これはなかなか難しいと思います。ぜひご留意をいただいて、行政だけではこれとはとても無理です。断言できると思います。やっぱり地域のJAでもよろしいし、また、地域の農家のリーダー的なそういう人たちの援助を得ると、地域の実情をよく知っている人、農業をよく知っている人に協力してもらおうということが大事だというふうに思います。2人の予算を一応確保しているわけですから、ぜひ、これを執行させていただきたい、このように思います。

それから、市長からご答弁がありました。そのとおりだろうというふうに思います。できれば、やはり民間の方が本当にそのノウハウを生かして観光協会の運営、葛城市の観光についてリーダーシップをもって取り組んでいただける方がやっぱりいいのではないかと。これはちょっと社会福祉協議会とはまた違った意味でそういうふうに思いますので、そういう方向で取り組んでいただきたいし、やはり公費を使っての協会の運営でありますので、その予算、決算、事業報告等は、これは広く市民の皆さんにも公開をしていただきたい。市長の第二の財布やということではやっぱり困るわけで、ぜひお願いをしておきたい、このように思います。

国鉄・坊城線については、課長の方から本当に平成29年度予算において架道橋、そして石材店のあの間について舗装をされるということで、大いに評価、歓迎をしておきたいというふうに思います。

それより東の方も路肩が何とかならへんかなと思うので、1回ちょっと見ていただいて、どういう措置ができるのかどうか検討していただきたいというふうに思います。

以上であります。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 1点お伺いします。その前に、今、白石委員が言われた国鉄・坊城線の件ですが、一般質問でもさせていただきましたように、地元の方は道路の整備を本当に望んでおられますので、1日も早い整備をお願いしたいと思います。

質問の方は、84ページの林業振興費の委託料、森林環境税事業委託料608万円、この内訳をお伺いしたいと思います。

朝岡委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝と申します。よろしくお願ひします。

森林環境税事業委託料でございますけども、内訳といたしまして、施業放置林整備事業委託費といたしまして138万9,960円。施業放置林解消活動推進委託といたしまして25万7,000円。獣害につよい里山づくり推進事業99万9,994円。緊急森林被害対策事業、ナラ枯れ事業でございますけども、これに関しましては289万2,531円。それと、間伐の単独事業といたしまして54万円。合計しますと608万円となります。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。山間ではイノシシの件であれなんですけど、獣害につよい里山づくり事業委託費と、それから緊急森林被害対策事業委託費、これの違いというか、それをちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

朝岡委員長 芝課長。

芝農林課長 まず、獣害につよい里山づくり事業でございますけども、これは野生獣によります農業被害が深刻な地域におきましては、森林整備事業によります集中的な施業を行いまして、獣害を低減させるような事業でございます。緊急森林被害対策事業に関しましては、これはナラ枯れ対策ということで、カシノナガキクイムシと申しますナラ木による被害が起こります。ナラ枯れと申しますのは、紅葉するように木が赤く染まるような状態になっているような被害でございますけども、これを防止するための事業でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 先ほど言いましたように、イノシシに関係しているのは、この獣害の方だけになるんですね。これは、そうしたら従来の申告と一緒にということになりますね。本当に年々ふえてきていて、車もつぶれたりという方もいらっしゃいますので、ちょっと対策を本当に考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思ひます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございせんか。

山本委員。

山本委員 81ページ、6目農地費の中で13節委託料250万円及び15節工事請負費の1,880万円なんですけど、この内容を教えていただきたいのと、あと、93ページ、3目公園管理費の中で11節需用費の中の修繕費が1,033万1,000円とありますけど、この修繕費の内容を教えていただきたいです。

よろしくお願ひいたします。

朝岡委員長 芝課長。

芝農林課長 農林課の芝と申します。よろしくお願ひします。

農地費の委託料でございます。測量設計委託料としまして中堂水路改修工事に伴います測量設計委託として100万円、當麻古池改修工事の測量設計といたしまして100万円、新村水道用地測量といたしまして50万円、合計250万円であります。

続きまして、工事請負費でございます。大屋水路改修工事といたしまして800万円、農業用施設維持工事といたしまして80万円、イセ池安全施設設置工事といたしまして200万円、當麻古池改修工事といたしまして500万円、次年度より計画しております県営ため池工事の堤体用土としまして、南阪奈道のトンネル工事の残土を確保し保管するための工事としまして300万円、合計1,880万円となります。

以上でございます。

**朝岡委員長** 河合課長。

**河合建設課長** ただいまのご質問にお答えいたします。公園管理費の需用費の修繕料ということで1,033万1,000円になってるんですけども、これはほかの課の予算もまじってございまして、建設課の分に関しましては626万4,000円なんですけれども、その内訳を説明させていただきます。まず、修繕料なんですけれども、616万4,000円、これに関しましては、各児童公園の遊具修繕ということで、イトーピア東児童公園ほか15カ所の遊具の修繕費でございます。あとは維持管理修繕、これは通常業務のやつでございます。その他1件ということで3種類ございます。各公園の15カ所を読み上げます。一応、イトーピア東児童公園、イトーピア北児童公園、八川児童公園、東和苑児童公園、大屋北児童公園、新庄児童公園、花内児童公園、ひとまる児童公園、笛堂児童公園、わかくさ台児童公園、忍海児童公園、京阪かつらぎ児童公園、レインボータウン児童公園、新町池公園、観音寺田池公園、笛堂ふれあい広場という形で、主にブランコとかシーソー、ジャングルジムの修繕になってございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 辻館長。

**辻中央公民館長** 中央公民館、辻でございます。よろしく申し上げます。

公園管理費のうち、中央公民館配当で屋敷山公園の需用費の修繕料でございます。ヒョウタン池がございまして、2機のポンプがございまして。そのうちの1機のポンプの修繕代が23万円、それから、ブランコ等子どもさん用の遊具がございまして。遊具の修理代が27万円。それから、公園管理に係ります器具または緊急な漏水等の修繕を含めまして30万円。あと、公用車の軽トラがございまして。これの点検、修理代が3万円。以上、屋敷山公園に係る分が83万円でございます。

以上です。

**朝岡委員長** 西川環境課長。

**西川環境課長** 環境課の西川でございます。

山麓公園分の修理としましては、公園内の和式トイレを様式トイレに改修する分として50万円、それと、通常、毎年計上しております緊急時に対応するための20万円、合計70万円でございます。

**朝岡委員長** 竹本体育振興課長。

**竹本体育振興課長** 体育振興課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

体育振興課所管の分の修繕料でございますが、まず、新町公園付近のその作業に係る機械の一般修繕代として20万円。続きまして、新町池公園の大雨時等に増水等に対策するための

ポンプが7台設置されております部分の以前からある分のポンプを毎年悪い部分から1台ずつ修繕させていただいてる分で、230万7,000円の修繕代を見ております。それと、プラスうちの所管の公用車であります軽トラックの定期点検等に伴う修繕代として3万円、合計で253万7,000円の修繕代を見ております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 山本委員。

**山本委員** 丁寧なご答弁ありがとうございました。公園管理費がちょっといろいろあったのでわかりにくかったんですけど、ありがとうございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 84ページ、1目林業振興、森林組合補助金40万5,000円、予算の概要の説明のところでは、どれに当たるのか。林業振興費というふうに上げていただいている木育推進ですか、先ほどちょっとご説明がございました。吉野町といろいろと木育に関する協定を先日、阿古市長の方が交わされた。県内のいろいろと木のそういう遊具とかをプレゼントしたり、去年からですか、やっていただいて、道の駅のところにヒノキ玉というんですか、そういうプールみたいなものをつくっていただいて、非常にあそこへ行くと子どもさんもいろいろと遊んでおられる。私は材木のことにはよくわからないのですが、葛城山というんですか、二上山というんですか、葛城市の山林は、河内の山の風景と、素人目で見て全然違うんです。要するに、過去にいろいろとそういう林業を営まれた方が植林をされた。それなりの木を植えられて、それなりの木が育っている。これは皆さんもご承知かと思しますので。そういう雑木林と違って、やっぱり植林やということをもうちょっと地域の資源として何とか活用していただけるような、そういう林業振興といいますか、吉野と手を組むのも結構でございますけれども、地元の森林資源もああいう道の駅のところで活用するようなそういう使い方ができないのか、そういうふう感じてるところでございます。そこで池原部長の顔を見てたら、小さい地権者がおって、隣同士がいろいろ争い事があってという答弁はもう大体想像はつくんです。想定内の質問をさせていただいて申しわけございません。よろしくご答弁いただけたら。

それから、観光ボランティアガイド、先ほど市長の方からも道の駅のあの一角の使い道は、私も前市長のときにも観光拠点がどうも不足といいますか、道の駅が観光拠点になるのではというような質問をしたときに、市外から来た人が、まずあの道の駅の観光案内所を通じて、ボランティアの方とかを通じて、地域の葛城市内全域の観光案内をしていただく。こういうふうな目的であるスペースというふうに想定されてコーナーをつくられておる。ただ、現状はご存じのとおり、ポスター10枚と県下の市町村のパンフレットが置いてあって、木育のプールがあると、そういう非常にもったいないといいますか、有効活用されてるような思わないような現状でございますので、今後、ボランティアガイドさんの駐在的機能を果たしていただくということでございますけれども、その辺の幅広いご活用もご検討いただけてるのかなということをちょっとお聞かせ願いたい。2点でとりあえず、きょうは。

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。

ただいま質問がございましたことにお答えさせていただきたいと思っております。まず初めに、森林組合の補助金40万5,000円でございます。これにつきましては、葛城市の森林組合の総合発展ということで40万5,000円を助成させていただいているものであります。また、木育推進につきましてでございます。これにつきましては、委員ご説明のとおり、平成29年2月13日に吉野町と木育推進の相互協定を結ばさせていただきました。それで、現在、道の駅かつらぎの方におきまして、吉野町の積み木等を展示させていただいて、来ていただく方にまた喜んでいただいたりしていただいているような現状であり、ただ、葛城市の西山というのか、山間部につきましては、言われましたように地権者、2反、3反の所有者が大変多く、言われたとおりなんでございますが、それと、現在、吉野方面の山と違うという理由といたしましては、やはり吉野の山は、間伐がきっちりされてるというのが現状であります。現在、葛城市の山林部におきましては、なかなかそういった整備がされてなく、曲がってる木も多いというのも現状であります。ですから、ただ、これをどういうふうに活用していくかというのは、若干なんですけれども、一時まきストーブがはやったときがあるんですけれども、そういった感じでその所有者の方がバイオマスとしてこの間伐材を利用したいという形で申し出もあったこともあります。ですから、今後、そういった形の木材のバイオマスとして利活用という方向性もあるかなということは考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

今、委員にご指摘いただいております道の駅の観光インフォメーションの部分につきましては、先ほどご説明しましたとおり、ボランティアガイドさんに土日祝日についてでございますが、1日ついていただいて観光案内等をしていただくと。また、ボランティアガイドさんにつきましては、當麻方面だけではなく、新庄方面の各観光施設についても大変詳しくご存じであります。また、その辺のところについての案内等を行っていただきながら、観光客の方のニーズを把握していただいて、先ほど市長も言うておりましたとおり、全体を見渡したウォークルートの作成等にご協力いただいております。ということで、ボランティアガイドさんにつきましては、今のところ15名の方がいらっしやいまして、土日祝日が今、精いっぱいのところというところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 森林組合を聞いたのは、森林組合に対して木材を活用してできるような方法はないのかなと思っております。要するに、森林組合があるということは、やっぱりそれなりに手入れをされてる木もあるかと思っております。それを利用して、例えて言ったら、手づくりまな板をつくるコーナーがあってもよいのかなと思っております。ああいう1つの観光拠点的なところにそういうコーナーがあってもいいな。そういうイメージでちょっと私はしゃべってるんです。吉野のヒノキの玉があそこにあって、それをPRといいますか、地元の材木もあわせて木育の拠点

というふうな使い方もしていただきたい。

それと、観光拠点、ボランティアは土日祝日だけあそこにおられる。私がちょっとイメージしてるのは、結構広い、この部屋ぐらいあるのと違うかな、あのスペース。もうちょっとそれなりの人が要る、コストがかかるというのは当然必要かと思えますけれども、葛城市のほぼ真ん中で地域全体の観光を紹介といいますか、するとなれば、それなりの受け皿というか、看板というのか、受け入れ体制というのか、何かそういうものも今後あのスペースで考えていただく必要があるのかなと、こういうふうに思いますので、いかがでございますか。

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 今、増田委員からご質問いただきました、葛城市の地元産材を使った加工の捉え方ですけれども、3、4年ほど前までは、言われましたように手づくりのまな板を森林組合としてつくっていただき、「當麻の家」の方に販売していただいております。ただ、森林組合の方もちょっと高齢にもなってきたということの中で、ここ数年はされてないのが現状なんですけれども、今後、また森林組合の方も協議しながら、森林組合としてできる手づくり品、加工品ということをもた協議はさせていただきたいと思えます。

もう1点。道の駅のスペースの利用でございます。これにつきましても課長の方が言いましたように、次年度以降、観光案内のスペースとして利用するのも1点という形と、それにやはり現在、子どもさん等たくさんの方が観光スペース等にも来ていただいておりますので、それをより充実させていきたいという形が今現在思っているところでございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** まな板は過去にそういうふうな実績を持っておられるというのがあるんですけども、私はちょっとさっき言いもれしましたが、半製品でもいいと思うんです。半製品をとりあえず製材所でひいてもらって、何か仕上げをあそこでやるようなコーナーみたいな木育というんですか、大人の木育というんですか、そういうふうな地元材料の使い道というのもありかなというふうに思うので、また森林組合とそういうふうなことはどうですかというふうなことも、新たにああいうスペースができてるので、ご提案していただけたらどうかというふうに思います。

それから、拠点、ちょっと私が気になるのは、土日祝日だけとかになるので、当初の、ちょっと私はわかりませんよ。どういう目的であのコーナーをどういうイメージで当初から計画されたのかということをもう一度、本来どのような目的であのスペースをつくられたかということも十分ご認識をいただいた上で、有効に活用していただきたいなというふうに思います。

道の駅の会社の方には、あのスペースについても、管理を委託されているのかなと思えます。しかし、道の駅の会社の方もそれを活用してどう使うというふうなことも、私は現状できないような、そういう考え方でつくられたスペースやと思うので、これは市の方が活用していただく絶好のスペースやと思うので、今後よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

**西川委員** ページ数で申しますと81ページ、19節負担金及び交付金の中で、土地改良事業補助金800万円の、毎年予算は800万円ということで例年上げておられる中で、今年度の内容をちょっとお聞かせ願いたい。それに対して、その補助の対象は、どのようなものが対象になるのか。工事に対してなのか、それとも材料費に対してなのか。いろんなその辺の考え方があろうかとは思いますが。その辺の内容を少しお聞かせください。

それと、同じような内容で、土木費の方の89ページ、負担金及び交付金、集落環境整備事業補助金500万円。これも同じような、どこの大字に補助され、また、その補助をされるときの内容がわかればお聞かせ願いたいと思います。この2点でございます。

**朝岡委員長** 芝農林課長。

**芝農林課長** 農林課の芝と申します。よろしく申し上げます。

農地費の負担金補助及び交付金、土地改良事業補助金800万円でございます。工事予定としましては、寺口水路工、笛吹のため池しゅんせつ、平岡のため池しゅんせつ、疋田水路工、笛堂の水路工、西辻の水路工を予定しております。この事業につきましては、大字が工事を施工されまして、それに対する半額の補助ということで成り立っております。

それと、材料支給の方ですけども、これは別の原材料費、農業用施設改良原材料費ということで80万円計上させていただいております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 河合建設課長。

**河合建設課長** それではお答えいたします。500万円ということで、集落環境整備事業補助金、これにつきましては、市道以外の大字の里道とか水路とか村の道、その排水路等々の修理に関して市の方から補助金をお渡しさせてもらうという制度でございまして、工事をした場合は、その工事費の2分の1を補助金として、原材料に関しましては100%支給という形で実施させてもらっております。

平成28年度の実績なんですけれども、9件の申請がございまして、うち工事4件、材料支給5件ということで、大字につきましては、脇田、南新町、新町、山口、長尾、兵家、太田、笛堂、當麻、計9カ大字でございまして、実績額が約200万円になってございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。農林課の方では原材料支給というのがあり、工事は2分の1という。土木の方であったら、この500万円の中に材料支給も入っているという説明であったと思います。課が違ったら支出の仕方が違うということですね。先ほど申しましたように、工事費の2分の1、これはどのような査定をするのか。工事が終わってそれに対して大字が支払った請求書に対して審査して半分出すというような考え方でいいんですか。これ、農林課の方も同じことなんですか。何か昔ちょっと聞いたら、農林課と建設課では、補助金が違うとかいうのをちらっと昔聞いた。これはもう大字が支払った請求書に対しての半分ということですか。ちょっとその辺、もう1回お願いいたします。

朝岡委員長 芝課長。

芝農林課長 まず、大字の方から要望をいただきまして、それに対して大字の方で見積もりをとっていただくと。まず、その見積もりに対して市の方では適正かどうかということを積算いたしまして、それで妥当と判断される場合は事業を進行していただく。最終的に支払いされた領収書をもって、その金額の2分の1が補助金となるようなシステムでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 河合課長。

河合建設課長 それでは、先ほど申しました工事費の2分の1ということなんですけれども、まず、大字の方から申請していただきまして、最終的に出来高という形で業者を通じて大字から出てくるんですけれども、その根拠づけのために建設課の方で再度積算いたしまして、それを下回っている場合だったら妥当という金額になるので、その工事費の2分の1。工事費にはもちろん材料も人夫賃金も入っております。そういうシステムでやらせてもらっております。

以上でございます。

朝岡委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。ということは、業者が見積もりを上げて、それを役所の方で精査して、妥当ということであれば大字の支払いに対して2分の1を補助するという考え方ですね。あくまでも役所の方でそれが妥当かという審査を行うと。

河合建設課長 積算させてもらいます。

西川委員 それで妥当なら区の方に申し出て、それでいけますと。もし高い場合であれば、これはちょっと役所の方の単価と合いませんということを言うわけですね。そういうシステムの中で、最終的には領収書をもって2分の1を補助するということですね。はい、わかりました。どうもありがとうございます。

朝岡委員長 それでは、本日の会議はこの程度でとどめておきたいと思います。

本日の委員会はこれで終了させていただきます。

延 会 午後5時46分